

ごあいさつ

平素皆さま方には、私ども長浜信用金庫に対しまして格別のご愛顧を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

ここに、平成30年度の事業内容や業績等をまとめたディスクロージャー誌「DISCLOSURE 2019」を作成いたしました。是非ご高覧いただき、当金庫へのご理解をより一層深めていただければ幸甚と存じます。

さて、我が国経済は、マクロでは大手企業を中心に緩やかな回復基調が続いていますが、消費は依然として力強さを欠いています。

また、中小企業の景況感としては、緩やかな回復が地方経済にも波及するものの、地域によっては格差が広がっており、とりわけ小規模の事業者は、売上不振、原材料や燃料費の上昇等といった要因のほか、経営者の高齢化や後継者難、慢性的な人手不足といった構造的な問題が深刻化しており、さらに、本年10月には消費税の引上げが予定されているなど、多くの経営課題に直面しております。

このような情勢下、当金庫は、中期経営計画「(ながしん)『共創力』発揮3か年計画(2018年度～2020年度)」の初年度として、地域と共に未来へ歩み続ける協同組織金融機関となるべく、全役職員が一丸となって取組みを進めてまいりました。

その結果、当期末の預金残高は、3,094億円と前期比5.86%、貸出金残高は、1,241億円と前期比2.27%、各々順調に増加いたしました。

また、収益面では、貸出の資金需要が低迷する中、効率的な資金運用やローコスト経営に努め、経常利益は、2,102百万円と前期比4.90%、また、最終当期純利益も1,510百万円、前期比4.21%と各々増益となりました。なお、健全性の指標である自己資本比率は、19.68%と国内基準(4%)を大きく上回る高い水準を維持し、尚一層の経営基盤の強化を図ることができました。

これも、偏に会員ならびにお取引先皆さまのお引き立ての賜と、厚くお礼申し上げる次第です。

今期(2019年度)は、元号も「令和」と改まり、新しい時代への幕開けとともに、2023年の当金庫の創立100周年に向けた基礎固めと位置づけており、「感謝の気持ちを未来へ」を合言葉に、お取引先や地域社会との「絆」をより一層深められるよう、「お取引先・地域・ながしん」の共生に向けて努力していく所存でございます。

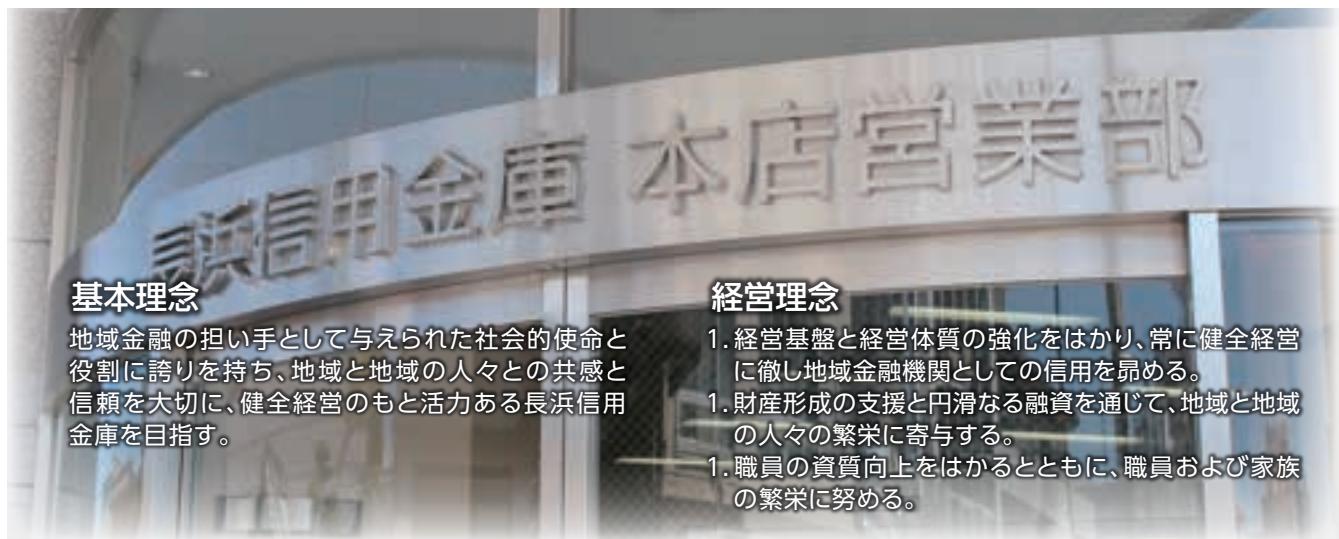
何卒、この上とも倍旧のご支援とご愛顧を賜りますよう切にお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和元年7月



会長 横田章造

理事長 田邊功



基本理念

地域金融の担い手として与えられた社会的使命と役割に誇りを持ち、地域と地域の人々との共感と信頼を大切に、健全経営のもと活力ある長浜信用金庫を目指す。

経営理念

1. 経営基盤と経営体質の強化をはかり、常に健全経営に徹し地域金融機関としての信用を昂める。
2. 財産形成の支援と円滑なる融資を通じて、地域と地域の人々の繁栄に寄与する。
3. 職員の資質向上をはかるとともに、職員および家族の繁栄に努める。

3か年経営計画

「ながしん」『共創力』発揮3か年計画

～地域と共に未来へ歩み続ける協同組織金融機関を目指して～

(平成30年4月～令和3年3月)

基本方針

地域やお客さまの課題解決に向けた価値ある提案や円滑な資金供給を通じた貸出金利の適正な設定と、役務収益の拡大に努めるとともに、店舗戦略の見直し等を通じた経営の合理化・効率化を推し進め、収益性の向上などを図りつつ、柔軟かつ強固な経営体質による持続可能なビジネスモデルを構築する。

4つの重点戦略と具体策

1. 営業力・支援力の強化

- ①課題解決型金融の取組み強化
- ②顧客階層に応じた営業戦略の構築
- ③地域活性化に対する取組み強化

2. 経営力・内部態勢の充実

- ①収益性の向上
- ②生産性・効率性の向上
- ③健全性の確保
- ④透明性の向上
- ⑤コンプライアンス態勢の強化
- ⑥顧客保護等管理態勢の強化
- ⑦統合的リスク管理態勢の強化
- ⑧危機管理態勢の強化

3. 人材力・組織力の深化

- ①人材の確保・育成
- ②働き方改革の推進
- ③外部人材の有効活用

4. 業界総合力の活用

- ①業界ネットワークの活用
- ②地域の枠を超えた地方創生の推進

CONTENTS

■ながしんと地域とのかかわり 3~4

■事業の概況について
平成30年度事業の概況

- 事業方針 5
金融経済環境 5
預金 5
貸出金・損益 6

■地域貢献について
地域活性化への取組み
地域密着型金融の取組み 7
環境に関する取組み 8
お客さまの利便性向上に関する取組み 8
一年のあゆみ 9~10

■財務の健全性について

- 自己資本の状況 11
不良債権の状況 12
リスク管理の徹底 13~14

■業務の適切性について

- 法令等遵守態勢・内部統制 15
お客さま保護に向けた取組み 16~18
総代会制度 19~20

■商品・サービスについて

- 商品・サービスのご案内
預金商品 21~22
個人向けローン商品 22~23
事業者向けローン商品 23
サービス 24~26
各種手数料のご案内 27

■資料編

- 財務諸表 29~34
営業の状況 35~39
役職員の報酬体系の開示 40
バーゼルⅢ第3の柱の開示 41~49
当金庫の概要 50
店舗のご案内 51~52
当金庫のあゆみ 53
開示項目一覧 54

〈ながしん〉と地域とのかかわり

地域社会との強い絆を大切にし、持続的発展が可能な地域社会づくりに取り組んでいます。

※計数は平成31年3月末現在です。

地域の お客さま 会員の皆さま (会員数12,264人)

出資金

784 百万円

預金積金 309,429 百万円^①

貸出金

124,139 百万円^②

(預貸率 40.11% ②/①)

お取引先への支援等
文化的・社会的貢献活動



常勤役職員 215人

店舗数 15店舗

店外ATM 10台

平成30年度決算に関する事項

業務純益 2,120百万円

経常利益 2,102百万円

当期純利益 1,510百万円

自己資本比率 19.68%



コーポレートシンボル

3つの楕円は、左側から「地域・金庫・未来」を表し、地域と金庫の2つの楕円で人をイメージしたものに、未来の楕円をあわせて、NAGASHINの頭文字のNをシンボライズしています。

デザインは、楕円の緩やかな組み合わせにより「やさしさと親しみやすさ」を、色調にはブルー系を用いることで「さわやかさと信頼感」、「琵琶湖の水とすんだ青空」を表現しています。

さらに、Nのデザインの中央にある白抜きは、当金庫のスローガンである「未来にいい風」を表現し、地域や地域の人々の未来に向かって吹くフォローの風でありたいとする、当金庫の思いを表現しています。

債券市場 株式市場 信金中金 等

有価証券や預け金による
運用も行っています。

有価証券 185,694百万円

預け金 43,532百万円

当金庫は、湖北地方と称せられている長浜市・米原市を主な営業基盤として、地元の中小・零細企業者や住民の皆さまが会員(ご出資者)となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

したがって、創業以来この信用金庫の基本理念のもと、地元のお客さまからお預かりした大切なご預金は、地元で資金を必要とするお客様にご融資し、地域発展のための金融円滑化に努めてまいりました。

こうした業務運営によって育まれた、地域社会との強い絆、ネットワークは当金庫にとって最も大切な財産と考えております。

今後とも、金融サービスの提供はもとより、地域社会における福祉・教育・文化・環境といった各分野におきましても、引き続き貢献できるよう努力してまいります。

地域密着型金融の取組み

基本的な取組方針

地域密着型金融は、当金庫が協同組織金融機関としての使命を果たすべき業務活動の根幹であることから、「3か年経営計画」において取り組むべき重点課題を明示し、具体的な施策については毎年度「事業計画」を策定し、PDCA管理のもと推進を図っています。

平成30年度の取組状況

当金庫3か年経営計画「〈ながしん〉『共創力』発揮3か年計画～地域と共に未来へ歩み続ける協同組織金融機関を目指して～(平成30年度～令和2年度)」の初年度として、重点課題である「営業力・支援力の強化」、「経営力・内部態勢の充実」、「人材力・組織力の深化」、「業界総合力の活用」の着実な進展に取り組み、お取引先をはじめ地域の皆さまとの更なる連携強化を図りながら、地域の活性化、持続的発展への寄与に努めました。

特に、「地域密着型金融」の本質に関わる

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

2. 地域の面的再生への積極的な参画

の二つの分野における具体的な推進については、P7～P10「地域活性化への取組み」をご覧ください。

地域のキャッシュレス決済導入支援に関する取組み

■株式会社Origamiと業務提携しスマホ決済サービス「Origami Pay」の利用加盟店の募集を開始しました。

長浜信用金庫では、平成30年11月より、地元事業者さまのキャッシュレス決済支援を目的として、スマホ決済サービスの「Origami Pay（オリガミペイ）」を運営する株式会社Origami（オリガミ）と業務提携し、同サービスの利用加盟店の募集を開始し、事業者の方のキャッシュレス決済導入を支援しております。



■「Origami Pay」に係る即時口座決済の取扱いを開始しています。

また、長浜信用金庫では、令和元年6月26日より「Origami Pay」に係る即時口座決済の取扱いを開始しております。当金庫にキャッシュカード発行済みの普通預金をお持ちのお客さまは、簡単な口座手続きを行っていただくことで、「Origami Pay」によりお支払いをされた際、お支払代金が、お客様の当金庫預金口座から、同時に引き落されますので、事前にチャージすることなくご利用いただけます。



〈即時口座決済の登録方法〉

- ①Origamiアプリをスマホにダウンロードします。
- ②アプリ上段メニューの「ウォレット」から「金融機関口座を登録する」を選択し、「な行」から「長浜信用金庫」を選択します。
- ③「ネット口座振替受付けサービス」の画面にジャンプしますので、暗証番号等必要事項を入力します。
- ④「ウォレット」内に即時決済口座が登録されます。なお、口座登録日の2営業日後からお支払いにご利用いただけます。

〈即時口座決済のご利用可能時間〉

①代金支払

原則24時間365日

ただし、毎週土曜日22:00～翌日曜日8:00は、システムメンテナンスのためご利用いただけません。

②口座登録

平日24時間

土曜日 0:00～22:00

日曜日 8:00～22:00

なお、上記以外にもメンテナンス等で臨時休止する場合がありますので、当金庫ホームページのお知らせをご注意ください。

※Origami Payは、株式会社Origamiが提供するサービスで、長浜信用金庫が提供するサービスではありません。
本サービスのお取扱いについては、株式会社Origamiへお問い合わせください。

平成30年度事業の概況

(平成31年3月31日現在)

企業理念・事業計画に基づき着実に経営活動を営んでいます。

事業方針

第96期は、新3か年計画「(ながしん)『共創力』発揮3か年計画～地域と共に未来へ歩み続ける協同組織金融機関を目指して～」の初年度であり、地域に根ざした協同組織金融機関として、地域や中小零細企業、個人事業者の皆さまの課題解決に向けて、きめ細やかな対応により、円滑な金融仲介の役割を果たすため①営業力・支援力の強化 ②経営力・内部態勢の充実 ③人材力・組織力の深化 ④業界総合力の活用 を計画の重点戦略に掲げ、これが実現に向けて取り組み、「取引先・地域・ながしん」が一体感の持てる存在感のあるコミュニティバンクを目指してきたところです。

金融経済環境

世界経済の減速傾向が鮮明になる中で、日米欧主要国の金融政策が転機を迎えており、日米欧で置かれた状況は異なるものの、金融政策の効果と副作用の両方に目を配りながら景気の過度の落ち込みを防ぐ難しい手綱さばきが求められています。IMFは2019年の世界実質経済成長率見通しを下方修正しましたが、主な要因は、米中を中心とした通商摩擦や欧州の景気停滞と言われ、大規模な金融緩和の縮小に動いていた米欧の金融政策運営が曲がり角を迎えています。米連邦準備理事会(FRB)は、2017年から進めてきた保有資産の縮小を今年9月で終了して、政策金利の引上げも当面凍結し、静観する姿勢となりました。こうした海外経済の減速を主因に日本経済の先行きにも不透明感が増しています。国内の短期金利はマイナス、長期金利の操作目標は0%前後で、さらなる金融緩和によるマイナス金利の深堀にも限界がみえ、金融機関の経営や金融仲介機能などへの副作用も指摘されています。米中の通商摩擦や英国のEU離脱問題など不安材料はありますが、年初に動搖した株式市場や為替市場は落ち着きを取り戻しつつあり、経済の底割れは回避できるとの見解もあります。

次に中小企業の景況感としては、マクロでの緩やかな回復が地方経済にも波及するものの、地域によって温度差が広がっており、とりわけ小規模の事業者の多くは、売上不振、原材料費や燃料費の上昇といった要因のほか、経営者の高齢化や後継者難、慢性的な人手不足といった構造的問題が一段と深刻化しており、この先の業況回復に向けた展望が開けないのが実情であります。

こうした中、政府は働き方改革等に取り組むとともに、予定どおり、今年10月には消費税増税を実施しますが、直面する景気対策を含め101兆円を超える予算とポイント還元制度などで個人消費を下支えする方針であります。

また、信用金庫を取り巻く環境を見ると、本格的な高齢社会を迎えるに伴い事業基盤が縮小していることに加え、長引く超低金利のもとで預貸金利鞘の確保が一段と困難になっています。さらに、フィンテック企業等非金融事業者の参入に伴って、これらの事業者との連携や官民一体となったキャッシュレス化が加速しているほか、地域の人々のニーズに応じた金融または非金融サービスの提供やこれらの要請に対応する必要があります。

このような情勢下、当金庫においても収益の柱である資金需要が低迷する中ではありました。不良債権に対する適切な引当を行いつつ、効率的な資金運用やローコスト経営に努めた結果、最終当期純利益は前期を若干上回り、尚一層の経営基盤の強化を図ることができました。

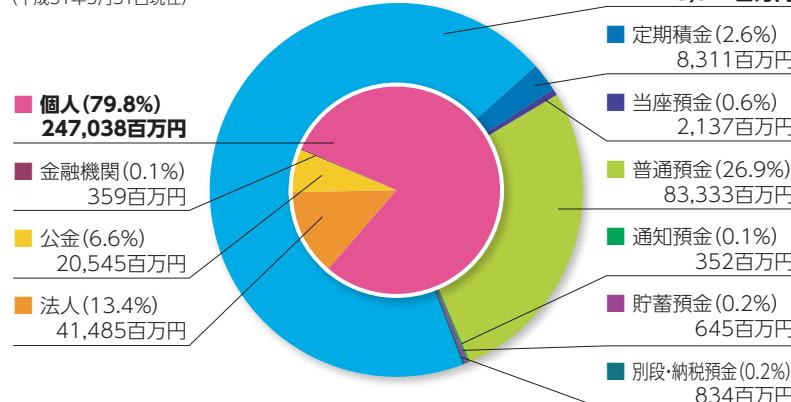
預 金

期末残高 309,429百万円(前期比 17,134百万円、5.86%増加)

給与・年金振込、金利優遇定期預金を中心に個人向け取引を推進し、結果として期末残高は、309,429百万円 対前期比17,134百万円、5.86%、また、期中平均残高は、300,275百万円 対前期比15,160百万円、5.31%と各々堅調に増加いたしました。



【預金の人格別・科目別残高内訳】
(平成31年3月31日現在)



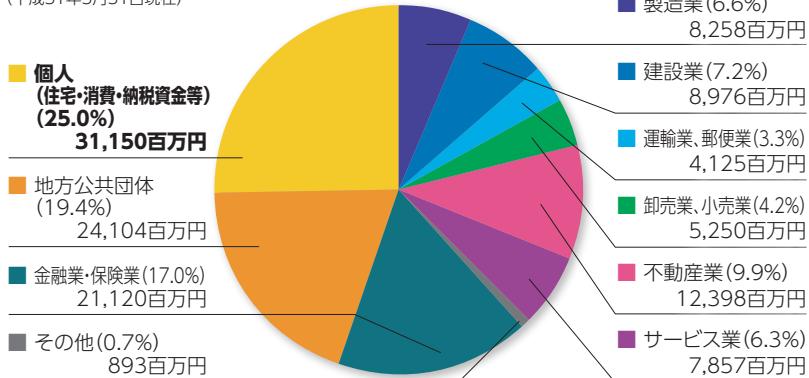
貸出金

期末残高 124,139百万円(前期比 2,761百万円、2.27%増加)

個人・法人ともに事業性資金の融資推進に取り組み、また、消費者ローンにおいても職域サポートを中心に増加が図れました。加えて金融機関向け融資により、結果として期末残高は、124,139百万円 対前期比2,761百万円、2.27%、また、期中平均残高は、121,210百万円 対前期比1,940百万円、1.62%と各々増加いたしました。

【貸出金の業種別残高内訳】

(平成31年3月31日現在)



損 益

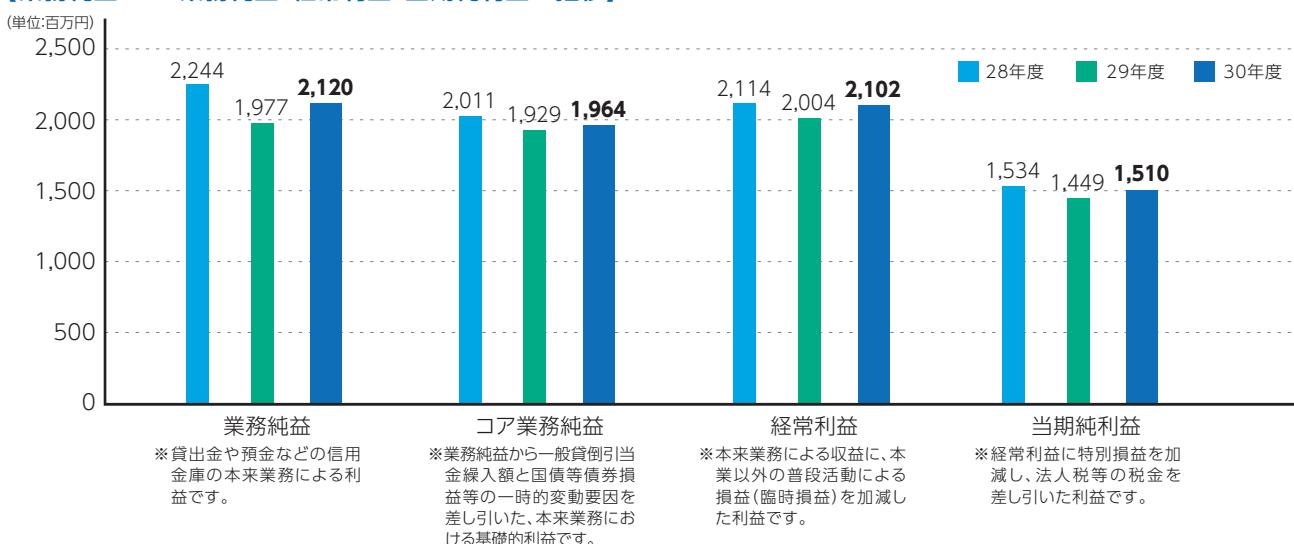
当期純利益 1,510百万円(前期比 61百万円、4.21%増益)

超金融緩和の影響下、資金運用収益が減少したことにより、経常収益は5,247百万円 対前期比163百万円、3.02%の減少となりました。一方、経常費用も、預金利息が若干増加したものの、経費および業務費用等が減少し、貸倒引当金が戻入となったことから、3,145百万円 対前期比262百万円、7.69%の減少となりました。

その結果として、経常利益は、2,102百万円 対前期比98百万円、4.90%、また当期純利益も、1,510百万円 対前期比61百万円、4.21%各々増益となりました。

なお、本業による利益を示す業務純益は、2,120百万円となりました。

【業務純益・コア業務純益・経常利益・当期純利益の推移】



地域活性化への取組み

金融サービスの提供はもとより地域の文化的・社会的貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

地域密着型金融の取組み(平成30年度)

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

◆「ながしん若手経営者の会」の開催

新しい時代の経営環境に適応できる経営組織を創出するため、平成20年1月に「ながしん経営塾」を開塾。平成28年1月より「ながしん若手経営者の会」と組織を変更し、更なるバージョンアップを図っています。

ながしん若手経営者の会

- 平成30年 平成30年2月～平成30年11月 会員数99名
- 令和元年 平成31年2月～令和元年11月予定 会員数96名



ながしん若手経営者の会

◆日本政策金融公庫との創業分野における連携スキームの構築

県内3信用金庫と日本政策金融公庫との間で、平成25年11月、顧客の創業期におけるサポートについて連携契約を締結しました。また平成27年11月には、当金庫と日本政策金融公庫農林水産事業との間で、農業分野における連携を目的に業務委託契約を締結し、創業計画策定・協調融資等を通じての支援態勢を強化し、併せて從来の創業関連資金「近江翔人」を提携商品としてリニューアルしました。また、平成28年3月より規模拡大や6次産業化等に積極的に取り組む認定農業者に対する支援資金として、日本政策金融公庫農林水産事業とのパッケージ商品「農業応援ローン」の取扱いを開始しています。

- 新規創業以外の日本政策金融公庫との協調融資 平成30年度実績 4件 55百万円
- 当金庫独自の新規創業支援案件 平成30年度実績 8件 99百万円
- 農業応援ローン 平成30年度実績 1件 2百万円

なお、当金庫では平成29年7月より、事業者の育成と地域産業の振興を図り、さらには地域社会全体の活性化を促進することを目的に、創業を目指す事業者の方を対象とした創業助成金制度「ながしん創業助成金制度」を創設しております。

- 平成30年度「ながしん創業助成金制度」 実績 10件

◆滋賀県医師協同組合員向け融資「ドクタープラチナム」の取扱い

当金庫は、医療向け融資商品として平成26年4月より滋賀県医師協同組合員向け提携融資「ドクタープラチナム」の取扱いを開始しました。また、平成27年11月より同組合員向けに資金使途自由なローン商品「ドクタープラチナム フリー」の取扱いを開始しています。

◆景気対応緊急融資への取組み

- 県制度融資セーフティネット保証資金 平成30年度実績 13件 164百万円
- 経営安定関連保証資金 平成30年度実績 2件 32百万円

◆お取引先企業に対する経営改善支援強化への取組み

営業店と本部専担部署とが連携を取りながら、お取引先の経営改善支援に取り組みました。

- 平成30年度経営改善支援取組先 17先
(内訳)「滋賀県中小企業再生支援協議会」活用による支援先 1先
「滋賀県経営改善支援センター」活用による支援先 5先
その他経営改善支援取組先 11先
- 定期的なモニタリング先 59先(延べ101回実施)
内、滋賀県信用保証協会経営サポート会議の開催 7先(延べ 9回実施)
- 外部機関との連携による支援実績 10件



▲年金相談会

◆「年金相談会」、「休日ローン相談会」の開催

「年金相談会」、「休日ローン相談会」を定期的に開催し、地域の皆さまの利便性の向上に取り組みました。また、平成31年4月より当金庫の店舗において、平日の年金相談会の開催日に併せて「無料法律相談会」を開催しております。

◆「経営者保証に関するガイドライン」に対する取組み(平成31年3月31日現在)

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業等の経営者の皆さまの金融機関に対する個人保証について、保証契約を締結する際や保証の履行を求める際の債務者(中小企業等)、保証人(経営者等)、債権者(金融機関等)の対応に関する自主的なガイドラインです。当金庫は、この「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、中小企業等のお取引先から借入や保証債務整理等のご相談を受けた際に、真摯に対応する態勢を整備しています。また、保証契約を締結する際は、お取引先との対話を通じ、法人と経営者の関係や財務状況等を十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、当金庫の「経営者保証に関するガイドライン」に対する取組み実績は以下のとおりです。

(件)

	28年度	29年度	30年度
新規に無保証で融資した件数	12	11	17
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.66%	0.63%	0.95%
保証契約を変更した件数(注1)	16	10	18
保証契約を解除した件数(注2)	17	12	39

(注1)「保証契約を変更」とは保証金額を減額した場合をいいます。

(注2)「保証契約を解除」とは根保証の期限到来前に保証を解除した場合または根保証の期限到来時に期限を延長しなかった場合をいいます。

2. 地域の面的再生への積極的な参画

◆金融、情報、ノウハウ、人材等の支援を通じ、地方公共団体・経済団体等との連携・強化を図りながら、地域活性化に努めております。

- 「長浜市中心市街地活性化基本計画」への参画
- 「長浜市産業振興ビジョン」、「長浜ビジネスサポート協議会」への参画

◆「ながしん講演会」の開催(平成30年10月)

ご好評いただいています各界の著名人による講演会を開催しました。

講 師：米カリifornia州弁護士・タレント ケント・ギルバート 氏
テーマ：「素晴らしい国 日本に告ぐ～国際社会における日本の役割～」



▲ながしん講演会
講師：ケント・ギルバート氏



▲長浜信用金庫理事長杯少年野球大会

◆地域貢献活動

地域の様々な行事に積極的に参加するなど、文化・スポーツ振興等の支援に取り組みました。

(詳細はP9～10「一年のあゆみ(トピックス)」をご覧ください。)

環境に関する取組み

◆琵琶湖一斉清掃

滋賀県内全域で環境美化に取り組む「びわ湖の日」(7月1日)に行われた、県民参加による琵琶湖一斉清掃に当金庫も参加しました。



▲一斉清掃

◆節電に対する取組み

当金庫では、電力供給不足に対応するため、節電に関して積極的な取組みを推進しております。

- ①クールビズ、ウォームビズの実施
- ②照明、空調、OA機器等にかかる節電
- ③ATMの「省電力モード」の導入
- ④デマンド監視装置による電力使用状況の監視

お客様の利便性向上に関する取組み

◆お身体の不自由なお客さまや高齢者への利便性向上の取組み

当金庫では、全てのお客さまに安心してご利用いただけるよう、利便性の向上に取り組んでおります。



▲視覚障がい者用ガイドホンセンサー(左上)
と車椅子用スロープ(本店)

○全店舗(一部店外ATMを除く)に視覚障がい者対応ATMを設置するとともに、視覚障がい者の方の窓口での振込手数料をATM振込手数料と同額としております。

○視覚障がい者用ガイドホン、車椅子用スロープ、点字タイル、LED電球の導入など、人にも環境にもやさしい店舗づくりに努めております。また本店営業部には、障がい者対応のトイレも設置しております。

○全店窓口に携帯補聴器、簡易筆談器、「耳マーク」表示板、コミュニケーションボードを設置しております。

○ご指定の普通預金口座の入出金明細を1か月単位で点字印字する「点字印字サービス」をいたしております。

○本店ATMコーナーに「AED(自動体外式除細動器)」を設置、万が一のときは店舗営業時間外でも使用可能です。

○営業店を順次ローカウンター仕様に変更を図っております。

◆災害等非常時への対応

当金庫では、災害等非常時に備えて各種対応を図っております。

○本店に液化ガス発電装置を設置し、災害等停電時に約59時間自家発電できる対応を図っております。



▲マイクロコージェネレーション停電対応機

○災害対応LPガスシステムを6店舗に設置し、災害時にライフラインが寸断されても、復旧までの数日間、生活のためのエネルギーとして地域の皆さまのご支援ができる対応を図っております。

○全営業店に、リチウムイオン蓄電池を備付けし、ATMコーナーの長期停電時の対応を図っております。

◆キャッシュカードにより「便利」に、より「お得」にお使いいただけるよう、ATMの利便性向上につとめております

○当金庫のキャッシュカードにより、当金庫のATMで入出金された場合、年中無休(一部店舗外ATMを除く)で終日手数料無料です。

○当金庫のキャッシュカードによる当金庫内(同一店内および本支店あて)振込手数料が無料です。

○店舗ATMは全店21時までご利用いただけます。また通帳の繰越も可能です。

○「しんきんATMゼロネットサービス」に加盟している全国のしんきんATMでの入出金手数料が無料です。

※一部例外がありますので、詳しくは最寄りの店舗へお問い合わせください。

○当金庫は下記の滋賀県内6金融機関相互のATM利用手数料を無料とするサービス「滋賀どこでもATMネット」に参画しています。この「滋賀どこでもATMネット」では、各金融機関のお客さまがお手持ちのキャッシュカードで6金融機関のATMをご利用される場合、平日8:45～18:00のご利用手数料が無料です。

〈参加金融機関〉長浜信用金庫、滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、湖東信用金庫、滋賀県民信用組合、滋賀県信用組合

一年のあゆみ(トピックス)



▲スーパー定期預金
「ながしんW(ダブル)」

平成30年
4/2

〈ながしん〉スーパー定期預金
「ながしんW(ダブル)」を発売
(平成31年3月29日まで)
〈ながしん〉相続定期預金を通年商品化
〈ながしん〉子育て応援定期積金
「わくわく」を通年商品化

4/18

ながしん若手経営者の会「セミナー」を開催

5/8

滋賀県・滋賀労働局と
「働き方改革推進のための包括連携協定」を締結

5/12~13

「第26回びわ湖長浜ツーデーマーチ」に協賛、
ボランティア参加

5/13~6/9

「第25回長浜信用金庫理事長杯少年野球大会」に協賛

6/1

〈ながしん〉後見支援預金の取扱開始
〈ながしん〉貸金庫新規ご契約キャンペーンを実施
(平成30年12月28日まで)
〈ながしん〉プレゼント付定期積金「ドキドキ」を発売
(平成30年11月30日まで)

6/9

「第5回近世城下町ふるさとまつり」に
ボランティア参加



▲びわ湖長浜ツーデーマーチ
～豊公園のゴールゲートで参加者をお迎え～

6/12

「第26回湖北地区親善ゲートボール大会」に協賛



▲近世城下町ふるさとまつり
～武者姿で行列に参加～

6/13

献血に協力(滋賀県赤十字血液センター)

6/15

信用金庫の日

店頭でしんきん地域応援キャンペーンのPR活動、
振り込め詐欺防止啓発活動を実施
(長浜警察署と連携)

7/2

〈ながしん〉退職金特別定期預金「輝」を通年商品化
投資信託商品ラインナップに4ファンドを追加
〈ながしん〉投資信託キャンペーンを実施
(平成30年7月2日~平成31年3月29日まで)

7/12

グランドウイング年金サークル観劇会を実施
(新歌舞伎座・三山ひろし特別公演)



▲長浜なつまつり
～ゆかた姿で長浜総おどりに参加～

7/27

「長浜・北びわ湖大花火大会」に協賛

8/4

「長浜なつまつり」に参加

8/22

ながしん若手経営者の会「セミナー」を開催

9/13

ながしん若手経営者の会「企業視察研修」を開催



▲グランドウイング
年金サークル観劇会



▲消費者ローンキャンペーン

▲グランドウイング
年金サークル日帰り旅行

▲新生活応援キャンペーン

平成30年
10/1

滋賀県下3信用金庫合同消費者
ローンキャンペーンを実施
(平成31年3月31日まで)

10/6~7

長浜芸術版楽市楽座「アートインナガハマ」に協賛

10/13

長浜きもの大園遊会にボランティア参加

10/15

長浜八幡宮秋季例大祭 巫女奉仕



▲アートインナガハマ

10/16~24

グランドウイング年金サークル日帰り旅行を実施
(「ヒルトン名古屋ランチブッフェと徳川美術館・名古屋城」)

10/20

「ながしん講演会」を開催
講師:米カリフォルニア州弁護士・タレント
ケント・ギルバート氏



▲長浜きもの大園遊会

10/28

「第20回湖北ママさんバレーボール大会」に協賛

11/11

「第36回湖北珠算暗算競技大会」に協賛

11/15

「遺言・相続全国一斉相談会」を開催
臨時総代会を開催

11/19

株式会社Origamiと業務提携しスマホ決済サービス
「Origami Pay」の利用加盟店を募集開始

11/21

ながしん若手経営者の会
「オープンセミナー」を開催



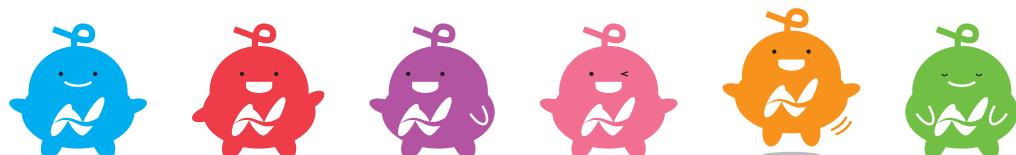
▲湖北珠算暗算競技大会

平成31年
2/6

ながしん若手経営者の会
「第1回特別セミナー」を開催

3/8

〈ながしん〉新生活応援キャンペーンを実施
(令和元年6月28日まで)



自己資本の状況 (平成31年3月31日現在)

自己資本の充実を図り経営の健全性・安全性を確保しています。

出資金は、期末現在7億84百万円、会員数は12,264人となっています。

この出資金に剰余金処分後の諸積立金、一般貸倒引当金を加えたコア資本に係る基礎項目の額から、調整項目の額を差し引いた自己資本の額は、301億56百万円となりました。

一方、信用リスク・アセットの額にオペレーションル・リスクを加味したリスク・アセット等の額の合計額は、1,532億30百万円となりました。この結果、自己資本比率は国内基準(4%)の約5倍の19.68%となり、経営の健全性・安全性を十分確保することができました。

平成31年3月末
自己資本比率
19.68%

平成31年3月末
自己資本の額
30,156百万円

これからも、事業計画の推進を通じた利益の積上げにより自己資本の充実に努めてまいります。

【自己資本の額および自己資本比率の推移】

(単位:%、百万円)

項目	27年3月末	28年3月末	29年3月末	30年3月末	31年3月末
自己資本比率 (国内基準4%)	23.05	24.37	21.37	21.72	19.68
自己資本の額	23,769	25,396	27,263	28,750	30,156

自己資本の額、リスク・アセット等の額の内訳

$$\text{自己資本比率 (19.68\%)} = \frac{\text{①自己資本の額(ハ) (30,156百万円)}}{\text{②リスク・アセット等の額の合計額(ニ) (153,230百万円)}}$$

自己資本比率とは?

自己資本比率とは、金融機関の健全性を示す重要な指標のひとつで、出資金や積立金等の自己資本を「分子」に、リスク・アセット(損失が発生する可能性のあるリスク資産)を「分母」として算出します。

現在、国内金融機関は4%以上であることが求められており、高いほど健全な財務体質であるといわれています。

①自己資本の額

(単位:百万円)

項目	当期末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	29,319	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	921	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	30,241	
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	45	
前払年金費用の額	38	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	84	
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	30,156	

②リスク・アセット等の額の合計額

(単位:百万円)

項目	当期末	経過措置による不算入額
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	144,885	
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,345	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	153,230	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出してあります。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出してあります。また、信用リスク・アセットの額の算出にあたり標準的手法を、オペレーションル・リスク相当額の算出については基礎的手法を採用しております。

詳しくは、P41～P49 資料編「バーゼルⅢ第3の柱の開示 自己資本の充実の状況(平成31年3月31日現在)」をご覧ください。

不良債権の状況 (平成31年3月31日現在)

厳格な自己査定を実施し、資産の健全性確保に万全を期しています。

貸出金をはじめとする債権は、金融機関の資産の中で最も大きなウェイトを占めるとともに、収益の大きな柱でもあるため、債権の状況(元本や利息が正常に支払われているかなど)は、金融機関の健全性の中でも重要なものです。

当金庫では、皆さんに安心してお取引いただくために、金融庁の金融検査マニュアル等に則した自己査定基準および償却・引当基準を定め、これに沿った厳格な債権の自己査定を実施し、資産の健全性確保に万全を期しています。

金融再生法開示債権およびその保全状況

不良債権 8,083



不良債権 8,083

危険債権 4,027 要管理債権 3,142

破産更生債権等 913

保全額 6,624

担保・保証 3,373

貸倒引当金 3,251

未保全額

1,458

(単位:百万円)

不良債権は、担保・保証等や貸倒引当金により81.95%が保全されています。

未保全額1,458百万円に対して、自己資本の額が30,156百万円あり、万が一への備えは万全です。

● 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

自己査定において「破綻先」および「実質破綻先」に区分された先にかかる債権の合計額です。

● 危険債権

自己査定において「破綻懸念先」に区分された先にかかる債権です。

● 要管理債権

自己査定において「要注意先」に区分された先にかかる債権のうち、リスク管理債権でいう「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。

● 正常債権

上記3つの債権以外に区分される債権です。

金融再生法開示債権とは?

金融再生法に基づき開示が義務づけられているもので、貸出金のほか、債務保証見返、仮払金および未収利息等全ての債権を対象として、その債権全体を自己査定によって、上記の4つの債権に区分して開示したものです。

リスク管理債権およびその保全状況

(単位:百万円)

債権の区分	債権額 a	保全額 b	担保・保証額	貸倒引当金	未保全額 a-b	保全率 b/a
破綻先債権 ア	913	913	349	564	—	100.00%
延滞債権 イ	4,922	4,425	1,866	2,558	497	89.89%
3ヶ月以上延滞債権 ウ	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権 エ	3,142	2,180	1,504	676	961	69.40%
リスク管理債権(ア+イ+ウ+エ)	8,081	6,622	3,373	3,249	1,458	81.94%
上記以外の貸出金 カ	116,058					
貸出金合計(オ+カ)	124,139					

リスク管理債権とは?

信用金庫法に基づき開示が義務づけられているもので、貸出金のみを対象として、自己査定により上記のとおり判定した4つの債権の総称です。リスク管理債権の大部分は担保・保証や貸倒引当金により保全されています。

● 破綻先債権

自己査定において「破綻先」に区分された先にかかる貸出金です。

● 延滞債権

自己査定において「実質破綻先」および「破綻懸念先」に区分された先にかかる貸出金の合計額です。

● 3ヶ月以上延滞債権

元本または利息の支払いが3ヶ月以上延滞している貸出金のうち、上記2つの債権を除いた貸出金です。

● 貸出条件緩和債権

経営再建・支援を図ることなどを目的として、金利の減免や元本・利息の支払い猶予などを行っている貸出金のうち、上記3つの債権を除いた貸出金です。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用(△)	その他(△)	
一般貸倒引当金	970	921	—	970	921
個別貸倒引当金*	2,605	43	6	67	2,574
合計	3,575	964	6	1,037	3,496

*その他の資産にかかる損失引当金(平成30年度期末残高8百万円)は、含んでおりません。

貸出金償却の額

該当ありません。

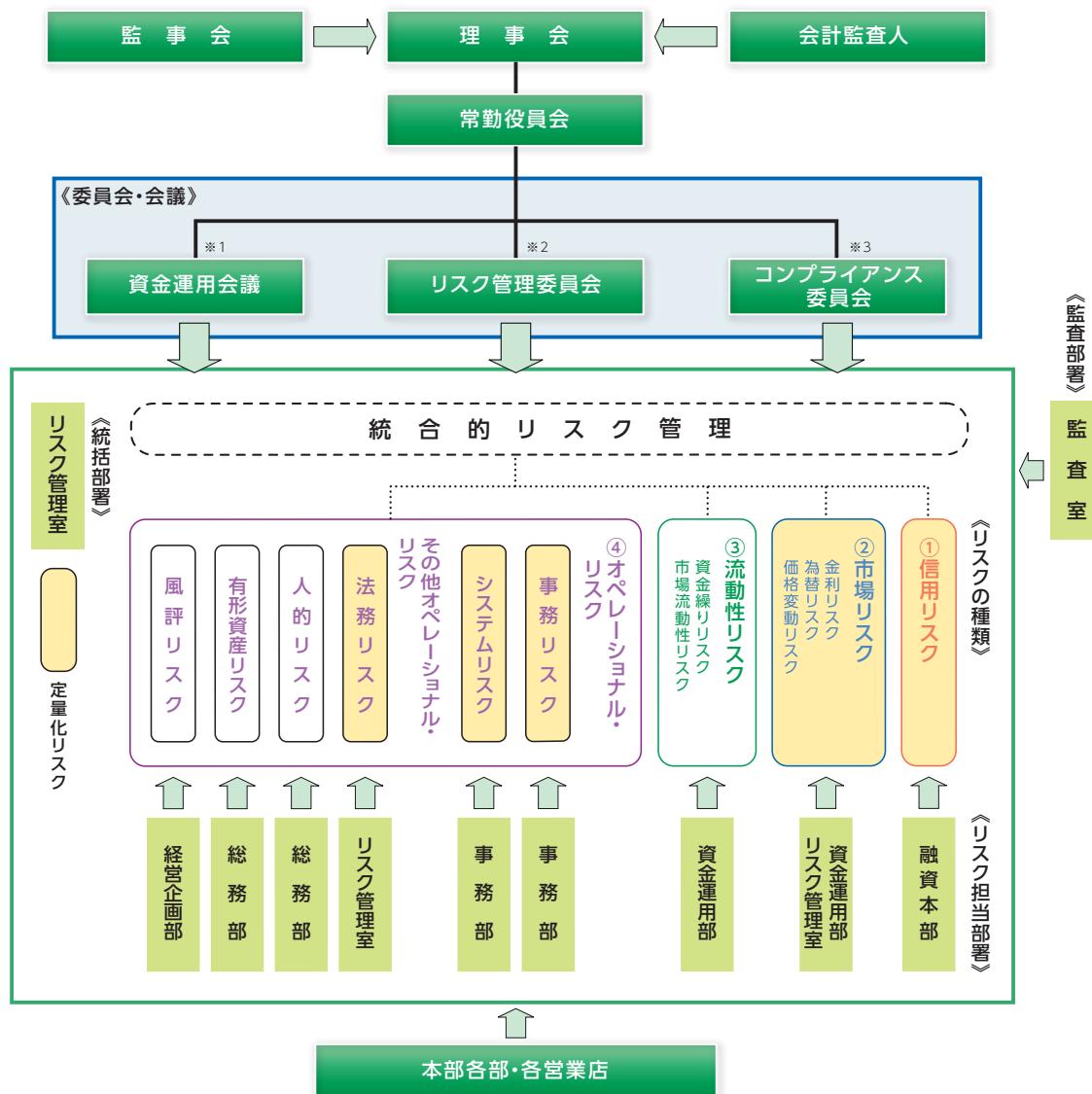
リスク管理の徹底

統合的リスク管理の充実・強化を図り、健全経営に努めています。

内包する多様なリスクを統合的に捉えたうえで、経営体力に見合ったリスクコントロールにより、健全性の確保に努めています。

統合的リスク管理体制

- ①信用リスク ②市場リスク ③流動性リスク ⇒ モニタリング手法等により把握のうえ、適切にコントロールしています。
④オペレーションリスク ⇒ リスクの所在や状況を一元的に把握し、極小化に努めています。



※1 資金運用会議:余資運用の健全性と効率運用に資するため、定期的に開催しています。

※2 リスク管理委員会:信用リスク、市場リスク、流動性リスク等各種リスクを把握し適切にコントロールすることにより、資産・負債を総合的に管理し、資金調達・運用の適正化および収益の拡大を図ることを目的として、定期的に開催しています。

※3 コンプライアンス委員会:法令等遵守徹底のため、適正なコンプライアンス態勢の整備・確立に向けた方針および具体的な方策を検討することを目的として、定期的に開催しています。

①信用リスク

信用リスクとは、お客さまにご融資した貸出金が業況悪化等により回収不能または困難になるリスクです。

当金庫では、融資業務における金融機関の社会的責任の自覚のもと、審査部門と推進部門の独立性を保ちつつ、予め定められた決裁権限に基づき厳正な審査を行っております。さらに、貸出金などの資産の健全性をより一層確保するために、資産の自己査定や信用格付を実施して、信用リスク管理の高度化に努めています。

②市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式相場等の様々な市場のリスク・ファクターの変動によって保有する資産や負債の価値が変化し、損失を被るリスクです。

当金庫では、資産・負債の総合的な管理(ALM)の徹底により、常にリスクの状況を把握しながらこれらの変動に適切に対応し、収益の安定化、資産・負債の健全性確保に努めています。

③流動性リスク

流動性リスクには、次の2つのリスクがあります。

ア.資金繰りリスク

運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされ、損失を被るリスクです。

イ.市場流動性リスク

市場の混乱等により、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスクです。当金庫では、健全経営に徹するとともに適正な支払準備資産を用意し、流動性リスクに対して万全を期しています。

④オペレーション・リスク

オペレーション・リスクには、次のリスクがあります。

ア.事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当金庫ではこれらの発生を未然に防ぐために各種規程やマニュアルの整備を行い、事務指導の徹底を図るとともに、事務処理の機械化、集中化ならびに内部牽制機能等の強化により事務ミスなどの防止に努めています。一方、組織上独立した監査室が定例的に監査を行うなど業務全般にわたって厳格な監査体制を構築し、事故防止のために万全の対策を講じています。

イ.システムリスク

コンピュータシステムの停止または誤作動、システムの不備、さらにコンピュータの不正使用などによって損失を被るリスクです。当金庫では、主要な業務について信用金庫業界が設立した(一社)しんきん共同センターのオンラインシステムを導入しており、システムの安全管理には万全の体制で対応しています。同時に当金庫独自のシステムにより一部の業務を処理しておりますので、プログラムの開発をはじめシステムの運用、コンピュータデータの取扱い等には規程を定め、厳重な管理を行っています。また、サイバー攻撃による情報流出やシステムの機能停止を防止するため、対応組織の設置やインシデント別の対策を定め、厳重な管理を行っています。

ウ.その他オペレーション・リスク

○法務リスク

お客さまに対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により損失・損害(監督上の措置ならびに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む)等を被るリスクです。当金庫では、コンプライアンス推進体制(15ページをご覧ください)に基づき、より高い倫理観の確立とコンプライアンス(法令等遵守)の実践に取り組んでいます。

○人的リスク

人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシャルハラスメント等)により損失・損害等を被るリスクです。当金庫では、就業規則に基づき、職員の人権の尊重と労働条件の維持改善に努め、業務の円滑な遂行に取り組んでいます。

○有形資産リスク

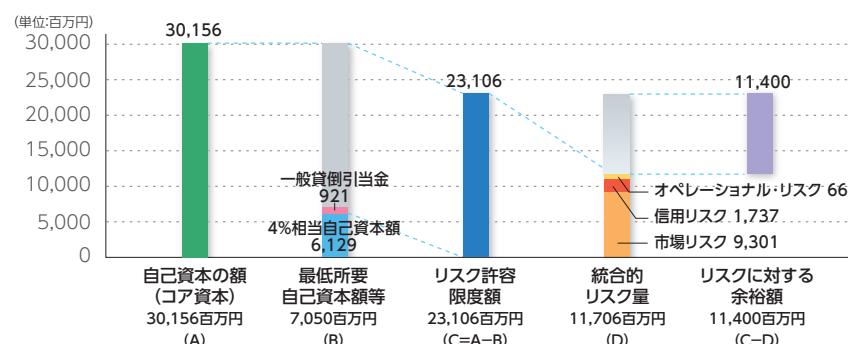
災害その他の事象により有形資産の毀損・損害等を被るリスクです。当金庫では、不動産管理規程および災害対策マニュアルに基づき、災害による被害の極小化のために万全の対策を講じています。

○風評リスク

マスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から当金庫に対するお客さま等の評判が悪化し、当金庫の経営上重大な有形無形の損失が発生するリスクです。当金庫では、風評リスクに関する管理態勢を構築し、正確かつ時宜を得た情報提供と開示により、良好な評判を維持し、公共的な金融機関の使命遂行に努めています。

主要なリスクの状況 (平成31年3月31日現在)

市場リスク、信用リスク、オペレーション・リスクの各リスク量を計測し、そのリスク総量が当金庫の保有する自己資本(コア資本)の一定範囲内に収まるよう、適切にリスク管理を行っています。



※リスク量の計測方法について

■市場リスク ※1

現在保有するポートフォリオ(資産・負債の構成)が、将来の特定の期間内に一定の確率の範囲内で被る最大損失額

■信用リスク ※2

統計的手法による一定期間に一定の確率のもと発生する最大損失額

■オペレーション・リスク ※3

バーゼルⅢにおける基礎的手法によるオペレーション・リスク相当額
=[1年間の粗利益×15%]の直近3か年の平均

※1. 市場リスクとは…

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動によって資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクです。

市場リスクには、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等があります。

※2. 信用リスクとは…

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少しない消失し、当金庫が損失を被るリスクです。

※3. オペレーション・リスクとは…

当金庫の業務の過程、役職員の活動、システムが不適切であることや、外生的な事象により損失を被るリスクです。

有価証券の状況 (平成31年3月31日現在)

**期末残高
185,694百万円**

お客さまからお預かりしたご預金は、一部有価証券でも運用しています。有価証券での運用については、安全かつ効率的な運用に努めています。

詳しくは、P38～P39 資料編「営業の状況 有価証券等に関する指標」をご覧ください。

法令等遵守態勢・内部統制

法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めています。

コンプライアンス推進体制

コンプライアンスとは、「あらゆる法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会的規範に基づき誠実かつ公正な事業活動を推進すること」をいいます。

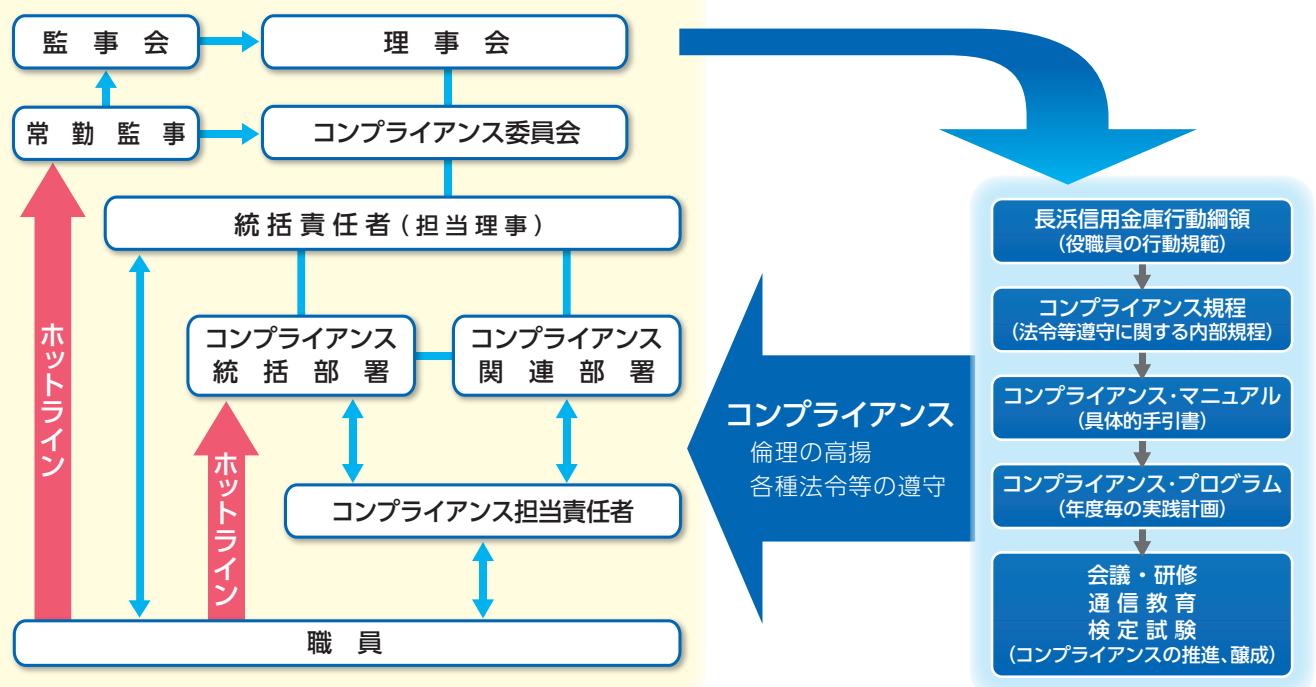
当金庫は地域に根ざした金融機関として、地域に対する社会的責任と公共的使命を常に自覚し、健全かつ適切な業務運営に努めるため、法令やルールを厳格に遵守することを重要な経営課題として取り組んでおります。

今後ともお客さま本位の業務活動を推進し、大きな信用と信頼を得ることができるようコンプライアンス体制の更なる充実に取り組んでまいります。



▲コンプライアンス研修会

【コンプライアンス組織】



内部統制システムの整備

当金庫は、信用金庫法第36条5項5号ならびに同法施行規則第23条の規定に基づき、自らの業務の適正を確保するため、次の内部統制システムの整備に取り組んでおり、継続的に実効性の確保に努めています。

- ①理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ②理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥前号の職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実行性の確保に関する事項
- ⑦理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑨監事の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑩その他監事の監査が実効的に行われる 것을 확보하는ため의体制

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

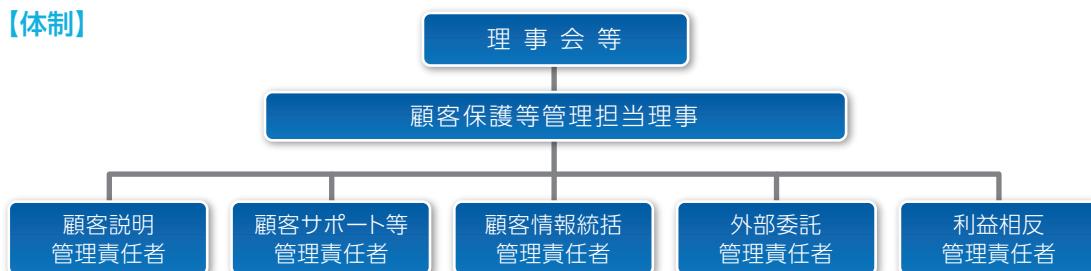
お客さま保護に向けた取組み

お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に取り組んでいます。

顧客保護等管理態勢

地域金融機関として地域社会や地域のお客さまから信頼され、「お客さま満足度の高い」金融の実現を目指すうえにおいて、お客さま保護および利便性の向上が極めて重要であることを認識し、お客さまの視点から自らの業務を捉え、適正なお客さま保護等管理態勢を整備・確立するために「顧客保護等管理方針」を定め、これに取り組んでおります。

【体制】



顧客保護等管理方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な地域金融機関としての活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。

平成21年6月
長浜信用金庫

- 当金庫は、お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験、ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
- 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情・要望等については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
- 当金庫は、お客さまの情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- 当金庫が行う業務を外部業者に委託するに当たっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。
- 当金庫がお客さまと行う取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう努めてまいります。
 - ※1. 本方針において「お客さま」とは、「すでに当金庫をご利用いただいている、または過去にご利用いただいた方およびご利用を検討いただいている方」を意味します。
 - ※2. お客さま保護の必要性のある業務とは、与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、預金等の受入れ、金融商品の販売・仲介・募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務をいいます。

（お問い合わせ窓口）
顧客保護等管理方針に関するご意見・ご不明の点については下記までお申し出ください。

長浜信用金庫 お客さま相談室
電話番号 0120-549-274
受付時間 9:00～17:00(当金庫休業日を除きます。)

業務の適切性について

サイバー犯罪被害の拡大防止や未然防止について

当金庫は、近年増加しているインターネットバンキングへの不正アクセスや不正送金等のサイバー犯罪被害の拡大防止や未然防止等において、滋賀県警察とサイバー犯罪に対する共同対処協定を締結するなど警察との連携を強化し、サイバー犯罪に対処しています。また、ご利用のお客さまにインターネットバンキング専用セキュリティソフト「Rapport」のご提供(無料)や、ソフトウェアトーカンによるワンタイムパスワードによるログイン方式*を採用しております。

当金庫では、今後ともお客さまにインターネットバンキング等の各種サービスを安心してご利用いただけるよう、サイバー犯罪対策をはじめとするセキュリティの強化に取り組んでまいります。



▲インターネットバンキング専用セキュリティソフト「Rapport」

*個人インターネットバンキングのみ

振り込め詐欺等の被害防止ならびに被害者の方への資金返還手続きについて

平成20年6月21日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(振り込め詐欺救済法)」が施行され、当金庫におきましても、この法律に基づき、預金保険機構と協力して、振り込め詐欺等の犯罪に利用された口座のうち、口座凍結等で資金が残っている口座の資金返還手続きを順次進めていきます。

また、滋賀県内3信用金庫(長浜信用金庫、滋賀中央信用金庫、湖東信用金庫)では、平成29年5月22日より満70歳以上で、過去1年以上キャッシュカードにてATM振込をご利用されていないお客様を対象に、1日あたりのお振込み限度額を10万円に引き下げています。

万一、振り込め詐欺被害に遭われ、当金庫の口座に被害資金を振り込んでしまわれた場合には、下記のダイヤルで資金返還手続等のご相談をお受け致します。



滋賀県警長浜警察署生活安全課の方々と連携し、本店および七条支店で振り込め詐欺撲滅のため、啓発活動を行いました。



▲振り込め詐欺撲滅啓発活動(本店)

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要(抜粋)

当金庫は、お客さまからの問い合わせ、相談、要望、苦情および紛争等(以下「苦情等」といいます。)を営業店またはお客さま相談室で受け付けています。

平成24年7月
長浜信用金庫

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または下記のお客さま相談室へお申し出ください。

長浜信用金庫 お客さま相談室

住所:長浜市元浜町3番3号 電話番号:0120-549-274
受付時間:9:00~17:00(当金庫営業日) 受付媒体:電話、手紙
※上記の他、下記FAXまたはeメールでも受付しています。
FAX:0749-64-2290 eメール:info@nagashin.co.jp

*お客様の個人情報は苦情等の解決を図るために、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記お客さま相談室にご相談ください。

全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)

1. 住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
2. 電話番号	03-3517-5825
3. 受付日時	月~金(祝日、12月31日から1月3日を除く) 9:00~17:00
4. 受付媒体	電話、手紙、面談

5. 下記の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、お客さま相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会仲裁センター等に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	滋賀弁護士会 和解あっせんセンター
住 所	〒520-0051 滋賀県大津市梅林一丁目3番3号
電話番号	077-522-2013
受 付 日 時 間	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031
受 付 日 時 間	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~15:00

名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3595-8588
受 付 日 時 間	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00

名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00

6. 東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)または(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客さま相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<http://www.nagashin.co.jp>)をご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。例えば、お客さまは、近隣の弁護士会仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

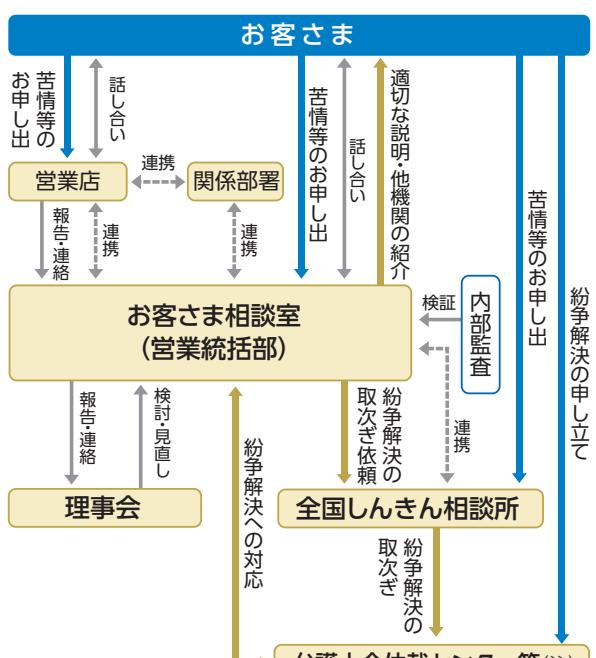
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例えば、近隣の弁護士会仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

(1)~(9)省略

(10) 苦情等への取組体制



(注)弁護士会仲裁センター等

・滋賀弁護士会	和解あっせんセンター
・東京弁護士会	紛争解決センター
・第一東京弁護士会	仲裁センター
・第二東京弁護士会	仲裁センター

{ 現地調停・移管調停
(近隣の弁護士会仲裁センター等)

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー) 抜粋

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律(平成25年法律第27号)、および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 1.当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2.金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただく

- ため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
- 3.当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
 - 4.当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
 - 5.金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

保険募集指針 抜粋

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
 - 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
 - 当金庫は、取扱保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
 - 当金庫が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。
- (1)保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

- ①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方
(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
- ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2)「左記①または②に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。
- ・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ①診断等給付金(一時金形式)：1保険事故につき100万円
 - ②診断等給付金(年金形式)：月額換算5万円
 - ③疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】
※合計1万円
 - ④疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】
※合計40万円

- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがあります。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める規程等に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」という。)し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1.当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行ってまいります。
- 2.当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象といたします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

- (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3.当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理いたします。
 - (1)対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2)対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - (3)対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - (4)対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
 - 4.当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行ってまいります。
 - また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行ってまいります。
 - 5.当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証いたします。

預金保険制度について

預金保険制度により、普通預金(総合口座を含む)、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、定期預金(財形預金を含む)、定期積金を合計して一人元本1,000万円までとその利息(定期積金の給付補てん金を含む)が保護されます。決済用普通預金と当座預金は全額保護されます。



<http://www.dic.go.jp/>

預金保険機構のホームページには、預金保険制度に関するQ&Aなど、預金保険についてわかりやすく紹介されています。

総代会制度

会員の皆さまのご意見を経営に反映しています。

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が多いへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は90人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員会を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。

(異議があれば申し出る)

総代候補者選考基準

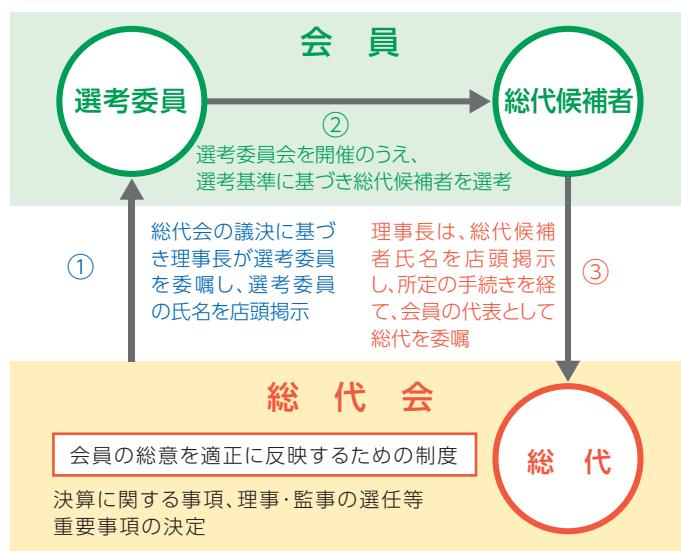
資格要件

- ・当金庫の会員であること
- ・就任時点で就任期間が30年を超えていないこと

適格要件

- ・総代として相応しい見識を有している方
- ・良識をもって正しい判断ができる方
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- ・地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方
- ・行動力があり、積極的な方
- ・人格、見識に優れ、当金庫の発展に寄与いただける方
- ・金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代が選任されるまでの手続き

地区を3区の選任区域にわけ、各選任区域ごとに総代の定数を定める

①総代候補者選考委員の選任

総代会の議決により、選任区域ごとに会員のうちから選考委員を委嘱

②総代候補者の選考

選考委員が総代候補者を選考

理事長に報告

総代候補者の氏名を1週間以上店頭掲示

上記掲示について「京都新聞」に公告

異議申出期間
(公告後2週間以内)

③総代の選任

選任区域の会員から異議がない総代候補者、または異議の申し出が1/3に達しない総代候補者

選任区域会員数の1/3以上の会員から異議の申し出があった場合、当該総代候補者は選任されない

上記の該当者が選任区域の総代定数の1/2以上の場合

上記の該当者が選任区域の総代定数の1/2未満の場合

他の候補者を選考

(上記②以下の手続きを経て)

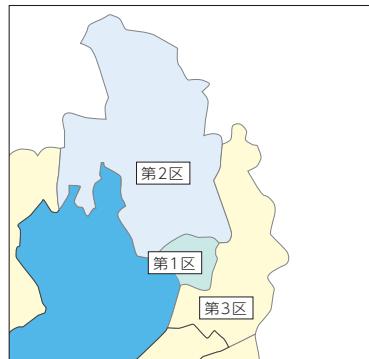
欠員
(あらためて選考を行わないことができる)

理事長は総代に委嘱

総代の氏名を店頭に1週間以上掲示

総代の選任区域および定数 (総代数は令和元年6月13日現在)

地 区	選任区域	定 数	総代数
第1区	長浜市のうち旧長浜市の区域	47人	46人
第2区	長浜市のうち旧伊香郡および旧東浅井郡の区域	26人	25人
第3区	米原市およびその他の区域	17人	16人
計		90人	87人



※旧長浜市および旧東浅井郡は、平成18年2月の長浜市、浅井町、びわ町の合併前の行政区分

総代名簿 (令和元年6月13日現在)

(敬称略、順不同、丸数字は総代就任回数)

第1区(46人)		第2区(25人)		第3区(16人)	
小林 茂樹①	鳥居 治夫①	瀧澤 清①	中川 良門①	岩根 博之①	鈴木 啓仁①
藤田 雅之①	岩崎 貞夫①	竹備 富明①	中村 浩敏①	中村 喜隆①	高木 弘重①
関谷 松男①	福永 利平①	沓水 文男①	饗場 善秀①	山口 巍①	井 恒昭①
渡辺 誠行①	上田 聰①	小西 和生①	川瀬 浩彦①	居川 喜久男①	金森 弘和①
沢田 昌宏①	川村 伸市①	茂森 勇人①	田中 兵衛①	榎本 博①	古澤 宏之①
辻 喜八郎①	下村 くにを①	松岡 義隆①	中川 庄治①	大林 利男①	法戸 繁利①
小倉 勝彦①	地平 公勇①	森野 弥太郎①	中川 勝①	西村 豊和①	岩脇 俊雄①
桐山 惠行①	居林 三保磨①	上羽 輝明①	小寺 一弘①	太中 勇一①	田中 薫①
大橋 紳一郎①	国友 美丸①	廣瀬 真啓①	川田 吉丈①	鹿城 律人①	川村 尚巳①
吉田 豊①	中村 正行①	富岡 誠次①	平井 英之①	押谷 小助①	世一 辰男①
岸本 一郎①	藪内 猛之①	村田 寿郎①	田中 正孝①	藤 崇之①	田中 敏也①
押谷 仁一①	中村 彰男①	山室 智司①	田中 健之①	竹本 直隆①	細田 弘①
中田 憲史①	松居 良藏①	為永 義正①	竹本 治郎①		月ヶ瀬 義雄①
押谷 俊憲①	田邊 喜久藏①	本庄 浩二①			設楽 昌克①
本城 善男①	原馬 良典①				松居 利彰①
水上 豊彦①	武田 武雄①				相本 真司①

以上 87名

総代各位のご年齢・ご職業等の構成

構成比	
ご年齢	70代以上44%、60代33%、50代16%、40代以下7%
ご職業	法人代表者70%、個人事業主10%、個人20%
業種(法人代表者・個人事業主の方のみ)	卸・小売業37%、製造業21%、サービス業14%、建設業9%、運輸業6%、その他13%

第96回 通常総代会議事

令和元年6月12日開催の第96回通常総代会において、下記の事項の報告ならびに次の議案が承認・可決されました。

[報告事項] 第96期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

- 業務報告およびその附属明細書ならびに計算関係書類に係る監事の監査結果報告の件
- 業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

[決議事項] 第1号議案 第96期「剰余金処分案」承認の件

第2号議案 理事1名選任の件

第3号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件



▲第96回通常総代会

商品・サービスのご案内

お客さまの豊かな人生設計をお手伝いしています。

預金商品

◆スーパー定期預金 「ながしんW(ダブル)」

スーパー定期預金(3年ものまたは5年もの)を新規で10万円以上お預け入れの方に、当初期間と自動継続1回目のダブルの期間を優遇金利でご利用いただけます。

(当初期間3年+自動継続1回目

年0.225%

当初期間5年+自動継続1回目

年0.250%)

※2020年3月31日まで



◆「ながしん」 子育て応援定期積金 「わくわく」

お子さまの将来のための資金積立にピッタリな定期積金です。

18歳以下の子供の人数に応じてプレミアム利率でサポートさせていただきます。



※上記商品のご利用条件等、詳細につきましては当金庫の窓口へお問い合わせください。

種類	内容	期間	お預入れ額	
総合口座	「貯める」「支払う」「受け取る」「借りる」の4つのサービスとキャッシュカードの便利な機能で、財産管理と家計簿がわりにご利用ください。			
普通預金	いつでも出し入れ自由の預金です。給与、年金、配当金などの自動受取や各種公共料金の自動支払など、おサイフがわりにお気軽にご利用ください。			
子育て応援 普通預金口座 「のびのびフォト通帳」	お子さまやご家族の写真など、お好きな写真を通帳にプリントすることで、オリジナル通帳をお作りいたします。また、1年ものスーパー定期預金(300万円未満)の金利を適用いたします。(残高101万円未満)※満15歳未満のお客さまのみのお取扱いとなります。また、残高が101万円以上の場合は、普通預金の金利を適用いたします。	出し入れ自由		
決済用普通預金	普通預金と同様の機能を持ちます。 預金利息は無利息ですが預金保険制度により全額保護されます。		1円以上	
貯蓄預金	必要なときにいつでも引き出せる貯蓄型の預金です。 残高に応じた金額階層別金利(基準残高は20万円)が適用されます。			
当座預金	会社や商店などのお取引に、安全で機能的な小切手や手形をご利用いただく預金です。決済用普通預金と同様、預金利息は無利息ですが預金保険制度により全額保護されます。			
納税準備預金	納税に備えてあらかじめご準備いただく預金で、税金もかかりません。 (納税目的以外の払戻しには預金利子税がかかります。)	お引出は納税時		
通知預金	7日以上であれば預入期間に定めはありません。 お引出しの2日前にご通知をいただきます。	7日以上	5,000円以上	
後見支援預金	後見制度による支援を受ける方(ご本人)の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭を別管理できる預金です。	家庭裁判所の「指示書」に基づく取扱いとなります。	1円以上 (振込による預入の場合は、0円で口座開設できます。)	
定期預金	期日指定定期預金	お利息は1年複利で、お預入れから1年経過後、1か月前にご連絡いただき満期日を指定することで、お引出しいただけます。また、一部をお引出しいただくこともできます。	3年以内(但し、据置1年)	500円以上 300万円未満
定期預金	積立定期預金	毎月コツコツと、ボーナス月はガッチャリと。 すべてのお預入れを期日指定定期預金として積み立ていただけます。	—	500円以上
定期預金	大口定期預金	余裕資金などのまとまったお金の運用にご利用ください。		1,000万円以上
定期預金	スーパー定期預金	6か月ごとに金利が見直され、この時点で利息を受け取る単利型と元金に組み入れ運用する複利型(個人)があります。	1か月以上5年以内	1円以上
定期積金	変動金利定期預金	6か月ごとに金利が見直され、この時点で利息を受け取る単利型と元金に組み入れ運用する複利型(個人)があります。	1年以上3年以内	
定期積金	定期積金	貯める目標額を決めて、毎月一定額を積み立てていただく預金です。	6か月以上5年以内 (個人は1年以上)	1,000円以上
定期積金	子育て応援定期積金 「わくわく」	お子さまの将来のための資金積立にピッタリな定期積金です。18歳以下の子供の人数に応じてプレミアム利率でサポートさせていただきます。	3年以上5年以内 (1世帯あたり)	1万円以上600万円以内

種類	内容	期間	お預入れ額	
財形預金	お使いみちが自由な、給与天引き預金です。 1年複利の期日指定定期預金で運用します。	3年以上	1,000円以上	
	豊かな老後を送るための資金を計画的に貯蓄する目的の給与天引き預金です。 財形住宅預金と合計して1人550万円まで非課税扱いとなります。	5年以上		
	マイホームの資金づくりのための、給与天引き預金です。 財形年金預金と合計して1人550万円まで非課税扱いとなります。			

個人向けローン商品

◆**〈ながしん〉教育カードローン**

在学期間中の様々な教育資金ニーズに対応!必要な時に必要な分だけATMでお借入れいただけます。



◆**〈ながしん〉職域サポートローン**

当金庫と職域サポート契約を締結した事業所の従業員の方を対象にお取引内容に応じて、店頭表示金利より金利を優遇いたします。自動車や電化製品の購入、旅行、結婚、自宅の増改築・修繕、医療、借換えなど、お使いみちは自由に利用いただけます。



※上記商品のご利用条件等、詳細につきましては当金庫の窓口へお問い合わせください。

種類	内容・お使いみち	ご融資限度額	ご融資期間	担保・保証人
ながしん住宅ローン (固定金利選択型、変動金利型) ^①	住宅の新築・増改築・修繕、住宅・マンション購入(中古物件を含みます)、住宅用土地購入および住宅ローン借換え資金などにご利用ください。	8,000万円	35年以内	担保/融資対象の不動産保証人/しんきん保証基金
		10,000万円		担保/融資対象の不動産保証人/全国保証
長期固定金利型住宅ローン・フラット35	住宅の新築・住宅・マンション購入(中古物件を含みます)資金にご利用ください。また、住宅金融支援機構の証券化支援事業を活用するため長期固定金利でのお借入れが可能となります。	8,000万円	15年以上 35年以内	担保/融資対象の不動産
無担保住宅ローン ^②	住宅の新築・増改築・修繕、住宅・マンション購入(中古物件を含みます)、住宅用土地購入および住宅ローン借換え資金などにご利用ください。	1,500万円	20年以内	担保/無担保保証人/しんきん保証基金
ニューリフォームプラン ^③	住宅の増改築・修繕、門・塀・造園工事などの住宅関連資金にご利用ください。	1,000万円	15年以内	担保/無担保保証人/しんきん保証基金
ニューカーライフプラン ^④	自家用車の購入、オプション費用、免許取得費用、車検、修理、車庫設置費用などの自動車関連資金にご利用ください。	1,000万円	10年以内	保証人/しんきん保証基金
ニュー教育プラン ^⑤	就学に伴う入学金、授業料、教材費、下宿費用などの教育関連資金にご利用ください。	1,000万円	16年以内	保証人/しんきん保証基金
福祉プラン	介護機器の購入・設置費用や老人ホーム入居一時金などの介護関連資金にご利用ください。	500万円	10年以内	保証人/しんきん保証基金
職域サポートローン ^⑥	自動車や電化製品の購入、旅行、結婚、自宅の増改築・修繕、医療、借換えなど、お使いみちは自由にご利用いただけます。	500万円	10年以内	保証人/しんきん保証基金
ニュー個人プラン ^⑦		100万円		
シニアライフローン ^⑧		500万円	10年以内	保証人/オリエントコーポレーション
フリーローン モア・プラス <small>速い 簡単 気軽</small>	しんきん保証基金保証付住宅ローン(上記①)や②~⑧の各プラン、このリピートプランなどを1年以上ご返済中、またはご返済終了後3年以内の方にご利用いただけるプランです。通常より低い保証料率にて②~⑥の各プランがご利用いただけます。	500万円~ 1,500万円	10年~ 20年以内	保証人/しんきん保証基金
リピートプラン	消費資金や借換えおまとめ資金にご利用ください。	500万円~ 1,000万円	10年~ 15年以内	担保/無担保または不動産保証人/1人以上
パーソナルローン「楽々」				

種類	内容・お使いみち	ご融資限度額	ご融資期間	担保・保証人
滋賀県医師協同組合員向け融資 「ドクタープラチナム フリー」	お使いみちは自由にご利用いただけます。 (ただし投機性資金を除く)	1,500万円	7年以内	保証人／法人:代表者1名 個人:配偶者または それに代わる 法定相続人1名
教育カードローン	お使いみちを教育関連資金に限定したカードローンです。	500万円	就学期間により異なります。	保証人／しんきん保証基金
カードローン	カードにより貸越極度内で反復継続してご利用いただけます。 自動車や電化製品の購入、旅行、結婚、自宅の増改築・修繕、医療などお使いみちは自由にご利用いただけます。	100万円	—	保証人／しんきん保証基金
職域サポートカードローン		500万円	—	保証人／信金ギャランティ
カードローンきゃつする		3,000万円	35年以内	担保／無担保または 融資対象の不動産 保証人／しんきん保証基金 または全国保証
長浜町家応援ローン	「認定町家」の購入資金またはリフォーム資金にご利用ください。			

事業者向けローン商品

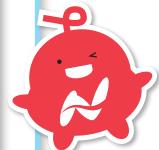
◆(ながしん)
創業支援サポートローン
「近江翔人」

湖国近江から未来へ
翔ける創業をサポート
します。また、平成29年
7月より「ながしん創業
助成金制度」を創設して
おります。



◆(ながしん)
個人事業主・法人役員向け
フリーローン「ビジネス・プラス」

事業資金(借換えや農業に関する
資金も可)にご利用いただけます。
必要書類は運転免許証等「本人
確認資料」。迅速なご融資が可能で
す(ただし、ご融資金額300万円超
の場合は、所得証明書類が必要と
なります)。



※上記商品のご利用条件等、詳細につきましては当金庫の窓口へお問い合わせください。

種類	内容・お使いみち	ご融資限度額	ご融資期間	担保・保証人
事業者カードローン	カードにより貸越極度内で反復継続してご利用いただけます。 事業資金(運転・設備)にご利用ください。	2,000万円	—	保証人／滋賀県信用保証協会
小規模事業者カードローン 「カードSmile」		500万円	—	
ながしん事業ローン 「楽縁ワイド22」	事業資金(運転・設備)にご利用ください。	12,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	保証人／滋賀県信用保証協会
創業支援サポートローン 「近江翔人(おうみしょうにん)」	独立開業される方や、新規事業を展開される方、もしくは 創業後5年以内の法人・個人事業主の方にご利用いただけ る事業資金です。	1,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	保証人／法人:代表者1名 個人事業主: 原則として1名 (当金庫所定の 審査によります)
日本政策金融公庫とのパッケージ商品 「近江翔人・W(おうみしょうにん・ダブル)」		合計3,000万円 (当金庫)1,000万円 (日本政策金融公庫) 2,000万円		
個人事業主・法人役員向け フリーローン「ビジネス・プラス」	事業資金にご利用ください。	500万円	10年以内	保証人／クレディセゾン
滋賀県医師協同組合員向け融資 「ドクタープラチナム」	事業資金(開業・運転・設備)にご利用ください。	1億2,000万円 (開業後1年未満の 場合は8,000万円)	20年以内	保証人／法人:代表者1名 個人事業主:配偶者 またはそれに代わる 法定相続人1名
長浜まちなか応援ローン	現在所有されている「町家」を賃貸するための改修資金等や 「まちなか」において、景観に配慮した共同住宅等の新築・改修 資金等にご利用ください。	3,000万円	25年以内	保証人／法定相続人
資産活用応援ローン	アパート・マンション・貸ビル・貸店舗等の改修資金、駐車場 設営資金、空き家解体資金、その他所有不動産の有効活用 に関する資金、付帯費用にご利用ください。	2,000万円	15年以内	保証人／法定相続人 ※ご融資金額が1,000万円以内の場合は、無担保での取扱いが可能です。

このほかにも、手形割引、手形貸付、証書貸付、でんさい割引などの一般事業資金融資、地方公共団体融資、代理貸付業務(株式会社日本政策金融公庫、信金中央金庫、独立行政法人福祉医療機構など)をお取扱いしております。

●商品ご利用に当たっての留意事項

当金庫では、お客さまの多様なニーズにあった各種ローンを取り揃えておりますが、商品には市場金利の情勢によって契約時の金利が上下する変動金利型商品や、保証付融資で利息のほかに保証料が必要となるものなどがございます。ローンお申込みの際には、サービスの内容をご確認いただき、お客さまの目的にあった商品をお選びください。

サービス

種類	内容
キャッシュサービス	〈ながしん〉のキャッシュカードは、〈ながしん〉の本支店はもとより全国の信用金庫のほか、都市銀行・地方銀行などのMICS(全国キャッシュサービス)提携金融機関、ゆうちょ銀行、セブン銀行、イオン銀行、ビューアルッテ(JR東日本の駅のATM)のキャッシュコーナーでお引出しいただけます。また、全国の信用金庫、ゆうちょ銀行、セブン銀行、「入金ネット」参加金融機関のキャッシュコーナーではお預入れも可能です(個人・個人事業主のお客さまの場合)。なお、法人のお客さまがご利用されるオフィスキッシュカードでは、全国の信用金庫、ゆうちょ銀行のキャッシュコーナーでお引出し、お預入れが可能です。
生体認証ICカード (キャッシュカード、オフィスキッシュカード、ローンカード等)	「指静脈認証」をICチップ内に暗号化して記録。従来の磁気ストライプによるお取引に比べ、安全性が高く、安心してご利用いただけます。 今なら初回カード新規・切替発行手数料が無料。(令和2年3月31日まで)
しんきんATMゼロネットサービス	しんきんのキャッシュカードなら、全国のしんきんATMで入出金手数料が無料です。 <ゼロネットサービスタイム> 平日 8:45~18:00の入出金、土曜 9:00~14:00の出金 ※上記以外の時間帯および日曜・祝休日のATM利用には所定の手数料が必要です。 ※本サービスをご利用いただけないしんきんATMが一部ございます。
デビットカードサービス	〈ながしん〉のキャッシュカードで、コンビニエンスストア「ローソン」やJ-Debit(ジェイデビット)マークのある全国の加盟店でのお買い物物やご飲食代金のお支払いができます。
自動支払(自動引落)	電気・電話・ガス・水道・NHK受信料などの公共料金をはじめ、保険料、新聞代、国税、地方税、授業料、クレジットカード利用代金などをご指定の預金口座から自動的にお支払いいただけます。
ネット口座振替受付サービス	キャッシュカード発行口座であれば、パソコンや携帯電話から取扱収納企業のwebサイトでサービスや契約を申し込まれた際に、書類や印鑑なしで口座振替の手続きを行っていただけます。
Pay-easy(ペイジー)収納サービス	官庁や企業などの税金・各種料金をインターネットバンキングを利用してお支払いいただけます。
Pay-easy(ペイジー) 口座振替受付サービス	取扱収納企業の窓口などで〈ながしん〉のキャッシュカードを提示し、暗証番号を入力するだけで、口座振替の手続きが印鑑なしで行っていただけます。
自動振込	ご指定の日にご指定の金額を預金口座から引き落し、あらかじめご指定いただいた口座に自動的に振込みいたします。
自動受取	給料・ボーナス、配当金、保険金、各種年金などを、ご指定の預金口座で自動的に受取りいただけます。
振込・取立て	しんきんの全国ネットで、どこでも安全・確実にお振込みいたします。また支払場所が全国どこでも、お客様に代わって小切手、手形のお取立てをいたします。
クレジットカード	近畿しんきんカード(VISA・JCB)をはじめ、クレディセゾン(AMEX)など、各種クレジットカードの入会をお申込みいただけます。
インターネット&モバイルバンキング (個人のお客さま)	ご家庭などでインターネットに接続できるパソコンやスマートフォン・携帯電話(NTTドコモの「iモード」、auの「Ezweb」サービス契約のある携帯電話)で、残高照会・入出金明細照会・振込・振替などがご利用いただけます。
テレホンバンキング(個人のお客さま)	キャッシュカード発行口座であれば、電話で残高照会・入出金明細照会がご利用いただけます。また、事前にお申込みいただくと、振込・振替などがご利用いただけます。
インターネットでローン仮審査 お申込み(個人のお客さま)	ご家庭などでインターネットに接続できるパソコンやスマートフォンで、住宅ローンや目的別ローン等の仮申込みができます。
しんきん電子マネーチャージサービス	お客様の預金口座から携帯電話やスマートフォンの「おサイフケータイ」にEdyチャージ(入金)ができます。
電子債権記録サービス (法人・個人事業主のお客さま)	事務所などでインターネットに接続できるパソコンで「株式会社全銀電子債権ネットワーク(通称:でんさいネット)」が取扱う電子記録債権の発生記録請求・譲渡記録請求・照会などがご利用いただけます。
法人インターネットバンキング (法人・個人事業主のお客さま)	事務所などでインターネットに接続できるパソコンで残高照会・入出金明細照会・振込・振替・総合振込・給与振込・口座振替などがご利用いただけます。
ファームバンキング(FB)サービス (法人・個人事業主のお客さま)	専用ソフトを使ったパソコンやお手持ちのFB専用端末機の操作により、残高照会・入出金明細照会・振込・振替・総合振込・給与振込・口座振替などがご利用いただけます。 ※現在、専用ソフトおよび端末の斡旋はいたしておりません。
ANSWERサービス	電話やFAXで、振込・取立て・自動引落や入出金の通知を受けたり残高照会などがご利用いただけます。
しんきん自動集金サービス (Eメール方式)	インターネットに接続できるパソコンで請求データを作成しEメール感覚で送信することにより、お取引先指定の口座(全国の信用金庫・銀行等の指定が可能)から会費や家賃などの代金を自動引落し、お客様の当金庫取引口座にご入金いただけます。

種類	内容
国債の窓口販売	新型窓口販売方式国債や個人向け国債のお取扱いをしております。
投資信託の窓口販売	投資信託のお取扱いをしております。
生命保険の窓口販売	個人年金保険、終身保険、医療保険、がん保険、就労所得保障保険のお取扱いをしております。
損害保険の窓口販売	住宅長期火災保険「しんきんグッドスマイル」、債務返済支援保険「しんきんグッドサポート」、団体傷害保険制度（標準傷害保険）「シニアクラブ」、業務災害補償保険「ビジネスプラン」のお取扱いをしております。
信託契約代理業務	信金中央金庫の信託契約代理店として、しんきん相続信託「こころのバトン」としんきん暦年信託「こころのリボン」の取扱いを行っております。
個人型確定拠出年金(iDeCo)	確定拠出年金とは、国や企業が将来の年金額を保障する従来の年金制度とは異なり、加入者ご自身が運用商品を選択し、その運用成果により給付額が変わる年金制度です。当金庫は運営管理機関である東京海上日動火災保険株式会社の個人型確定拠出年金の受付業務を受託しております。
貸金庫	預金証書、有価証券、貴金属など大切な財産を安全・確実にお守りいたします。 (本店、木之本支店、やわた中山支店、浅井支店、近江支店の各店舗にございます。)
夜間金庫	売上代金などを営業時間後でも安全にお預かりし、翌営業日にはご指定の預金口座に入金いたします。 (本店、木之本支店、宮司支店、びわ支店、やわた中山支店、近江支店の各店舗にございます。)
年金相談会	当金庫の店舗において社会保険労務士による年金相談会を毎月開催しています。
休日ローン相談会	当金庫の店舗において休日の年金相談会の開催日に併せて休日ローン相談会を開催しています。
無料法律相談会	当金庫の店舗において平日の年金相談会の開催日に併せて無料法律相談会を開催しています。
公金収納	国税、地方税、国民年金保険料など公金の納付ができます。
外国為替	海外への送金、取立などのお取次ぎをいたします(※お取次の対象は、従来より当金庫にて、定期的に海外への送金を利用されているお客さまなどとさせていただきます)。
株式・出資金の払込み	会社の設立、増資の場合の株式・出資払込金のお取扱いをいたします。
点字印字サービス	目の不自由なお客さま向けに、普通預金の取引内容を点字で印字するサービスのお取扱いをいたします。
滋賀県よろず支援拠点定例出張相談会	当金庫の本店において毎月第4水曜日によろず相談会を開催しています。

お客さまの声をお聞かせください。

〈ながしん〉では、会員の皆さんに限らず、広くお客さまの声をお聞かせいただきたく、各店舗のロビーに「専用用紙」を備え置くとともに、ホームページ上にも専用フォーム「お客さまの声をお聞かせください」を設けております。

皆さまからお寄せいただいた「声」をもとに、地域に根ざした〈ながしん〉として、より一層の利便性・サービス向上に努めてまいります。



〈ながしん〉後見支援預金

後見制度(成年後見または未成年後見)による支援を受ける方(ご本人)の財産を安全・適切に管理できる普通預金です。

預金の払い戻しや解約などを、家庭裁判所が発行する「指示書」に基づいて行う預金であるため、ご本人の財産について透明性の高い管理が可能となります。



しんきん相続信託「こころのバトン」・しんきん暦年信託「こころのリボン」

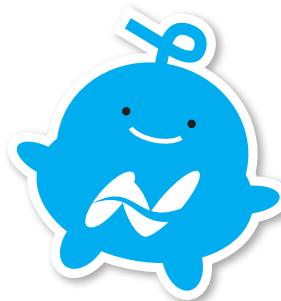
当金庫では、お客様の相続や贈与のニーズにお応えするため、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫の信託契約代理店として、下記の2種類の信託商品を取り扱っております。

【しんきん相続信託「こころのバトン】

お客様ご自身の将来やご家族の未来のために、必要となる資金をあらかじめご準備いただける商品です。

【しんきん暦年信託「こころのリボン】

お子さまへ、お孫さまへ、ご家族へ、お客様の生前贈与をサポートする商品です。



〈ながしん〉のホームページ

〈ながしん〉のホームページでは、商品・サービスのご案内、店舗・ATMのご案内など、さまざまな情報を掲載しています。また、インターネットバンキング、ローン仮審査お申込み、ローンシミュレーション等のサービスをご利用いただけます。

PC版ホームページ

<http://www.nagashin.co.jp/>

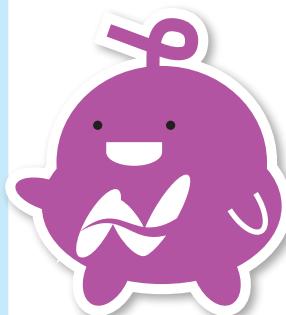


スマートフォン版ホームページ

<http://www.nagashin.co.jp/sp/>



二次元バーコード
※バーコードに対応しているアプリケーションで二次元バーコードを読み取ると、簡単にアクセスできます。



ながたんは〈ながしん〉の
オリジナルキャラクターです。

各種手数料のご案内(令和元年7月1日現在)

【為替関係手数料】

区分		金額
窓口でのお振込み※1 他金融機関宛	当金庫同一店内、本支店宛	3万円未満 108円 3万円以上 216円
	電信扱い、文書扱い	3万円未満 648円 3万円以上 864円
	県外の税金・公共料金納付振込	3万円未満 432円 3万円以上 540円
	ATM振込※2 インターネット等によるお振込み※3	当金庫同一店内、本支店宛 無料 他金融機関宛 3万円未満 324円 3万円以上 540円
	当金庫同一店内、本支店宛	無料
	依頼書によるご依頼	3万円未満 648円 3万円以上 864円
総合振込	FDIによるご依頼	3万円未満 324円 3万円以上 540円
	振込指定日の3営業日以前にお持込みの場合	無料
	給与の「フリコミ」扱いによるお振込み (振込指定日の2営業日以前にお持込みの場合)	当金庫同一店内、本支店宛 無料 他金融機関宛 216円
自動振込 [基本手数料 54円 + 振込手数料 0円~324円、540円]	当金庫同一店内、本支店宛	54円
	他金融機関宛	3万円未満 378円 3万円以上 594円
	出納代金取立手形 (小切手)	無料 216円 648円
代金取立 (1枚当たり)	当金庫同一店内、本支店宛	無料
	一般代金取立手形 (手形)	普通扱い 大津交換所交換他券 432円 上記以外の他金融機関宛 648円 至急扱い 864円
	クーポン取立	当金庫同一店内、本支店宛 無料 他金融機関宛 648円
ご送金	他金融機関宛	普通扱い 648円 至急扱い 864円
	振込・送金・取立手形組合料(本支店振込、再振込、本支店組戻、割引期日前回収を含む)	648円
その他	取立手形組合呈示料	648円
	不渡手形返却料(当金庫不渡分を含む)	648円

*1 稽察障がいのあるお客さまの窓口でのお振込みについては、ATM振込手数料と同額となります。(「身体障害者手帳」をご提示ください。)
 *2 現金によるお振込みについては、日・時間帯により、別途ATM利用手数料が必要となります。
 *3 法人インターネットバンキング、FB、HB、モバイルバンキング、テレホンバンキング、インターネット&モバイルバンキングによるお振込みの場合

【口座振替手数料】

区分		お取扱件数・金額(1件当り)
口座振替	帳票扱い	1~99件: 108円 / 100件以上: 86円
	FD・データ伝送	1~99件: 86円 / 100件以上: 64円
	基本手数料	(1回当たり) 1,080円
	口座振替手数料	(1件当たり) 108円

【融資関係手数料】

区分		金額
不動産担保調査 (設定金額により)	1件につき	3千万円未満 32,400円 3千万円以上 54,000円
	追加設定時	32,400円
	一部解除(住宅ローン・分戸賃貸を除く)	5,400円
	でんさい割引手数料	324円
証書貸付・固定金利選択型住宅ローンを除く	事務取扱手数料	バーソナルローン「楽々」(有担保扱いのみ) 10,800円 住宅ローン 54,000円 住宅ローン2本目(同時申込) 10,800円
	全額線上返済	3年内 10,800円 3年超10年内 5,400円 10年超 無料
	一部線上返済*	約定外内入 10,800円
	条件変更	借入期間(延長・短縮)、返済方法(返済形態・返済月・日)返済金額(割賦・ボーナス返済額)、金利引下げ等の変更 10,800円
	※条件変更を伴う一部線上返済手数料は、線路上返済額に応じた金額のみとなります。	
	事務取扱手数料	住宅ローン 54,000円 住宅ローン2本目(同時申込) 10,800円
固定金利選択型住宅ローン	全額線上返済 一部線上返済*	線路上返済額 5百万円未満 21,600円 5百万円以上 10百万円未満 32,400円 10百万円以上 43,200円
	借入利率固定型の特約手数料	金利特約期間終了後、再度固定金利選択型を選択 10,800円 変動金利型から固定金利選択型を選択 10,800円
	条件変更	借入期間(延長・短縮)、返済方法(返済形態・返済月・日)返済金額(割賦・ボーナス返済額)、金利引下げ等の変更 10,800円
無担保住宅ローン	事務取扱手数料	5百万円以内 21,600円 5百万円超 32,400円
	全額線上返済、一部線上返済、条件変更	無料
	※保証付消費者ローン(住宅ローンを除く)に係る融資関係手数料は全て無料となります。(ただし、平成22年6月18日以降新規お借入れ分のみ対象となります。)	
証明書	融資証明書発行手数料(住宅ローンを除く)	5,400円
	融資資金返済予定明細表再発行手数料	1,080円
	貸付金等受入利息証明書発行手数料	1,080円
	保証書(債務保証)発行手数料	1,080円
	認定支援機関による確認書発行手数料	1,080円
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書再発行手数料	新規	無料(注)当初発行時の、別途印紙代が必要となります
	切替	2020年3月31日まで無料キャンペーン実施中(通常1枚 1,080円)

【紙幣・硬貨の両替手数料/硬貨入出金手数料】※10

区分		金額
お持帰り枚数またはご持参枚数※11	紙幣・硬貨の両替手数料※12	硬貨入出金手数料
1枚～50枚	無料	無料※13
51枚～500枚	324円	
501枚～	500枚まで毎に324円を加算	

*10 上記のほか、両替機を設置している店舗もあります。設置店舗、両替機両替手数料につきましては、窓口にお問い合わせください。

*11 「お持帰り枚数」または「ご持参枚数」のうち、いざれか多い方を標準といたします。

*12 ただし、以下の両替につきましては、無料とさせていただきます。・汚損紙幣・硬貨、記念硬貨の両替・旧券から新券への両替(當座用は除く)

*13 美質的に両替にあたる人出金(口座へ現金入金後の現金払い出し)による現金払い出し等につきましては、両替手数料をいただきます。

【EB関係手数料】

区分		(消費税込)
事業用(法人・個人事業者)	アンサー(振込・振替)通知・照会 基本料 (お客様毎)資金移動取引 基本料 (アンサー通知を含む)	月額 1,080円
	当金庫販売 他金融機関販売	月額 1,080円
	《お客様毎》総合振込・給与振込・口座振替 基本料 (資金移動取引を含む)	法人 法人 月額 3,240円 個人 個人 月額 1,080円
	他金融機関販売	法人 法人 月額 2,160円 個人 個人 月額 1,080円
	《お客様毎》法人インターネットバンキング 基本料 データ伝送サービス	オンラインサービス 月額 1,080円 データ伝送サービス 月額 3,240円
	債権者利用等	無料
	法人IB利用あり	無料
	債務者 利用 法人IB利用なし	2020年3月31日まで 無料キャッシュバック実施中 (通常 月額 1,080円)
個人向け	モバイルバンキング・テレホンバンキング・インターネットバンキング 基本料	月額 1,080円
	デビット手数料(加盟店負担)	売上金額の1.5% (1件当たり上限250円、 下限50円)

【ATM利用手数料】(当金庫のATMご利用の場合)

ご利用カード等	お取引種類	ご利用時間帯※4			金額
		平日	土曜	日・祝日	
当金庫通帳	お引出しお預入れ 残高照会・お振込み・お振出しお振番号変更	7:00～23:00	8:00～22:00	8:00～22:00	無料
	お預入れ・通帳記帳	7:00～23:00	8:00～22:00	8:00～22:00	無料
他信用金庫カード※6	お引出し お預入れ	7:00～8:45 8:45～18:00 18:00～23:00	8:00～9:00 9:00～14:00 14:00～22:00	8:00～22:00	108円
	お振込み※5	8:00～8:45 8:45～18:00 18:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	無料
滋賀どこでもATMネット※6	お引出し お預入れ(入金ネット) お振込み※5	8:00～8:45 8:45～18:00 18:00～21:00	8:00～9:00 9:00～14:00 14:00～21:00	8:00～22:00	108円
	お預入れ(入金ネット) お振込み※5	8:45～18:00 18:00～21:00			※8 216円
他金融機関カード※6 (MICS、イオン銀行)	お引出し お預入れ	8:00～8:45 8:45～18:00 18:00～21:00	8:00～9:00 9:00～14:00 14:00～21:00	8:00～22:00	108円
	登録時				※8 216円
ゆうちょ銀行カード※6	お引出し お預入れ	8:00～8:45 8:45～18:00 18:00～21:00	8:00～9:00 9:00～14:00 14:00～21:00	8:00～22:00	108円
	登録時				※8 216円
クレジットカード※6(提携先)	キャッシング ご返済	8:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	カード会社所定※7
		7:00～8:00 8:00～20:00	8:00～14:00	8:00～22:00	108円
現金(10万円以内)※9	お振込み※5	20:00～23:00	14:00～22:00		無料
					108円

*4 ご利用可能時間帯は、ATMにより異なります。

*5 他銀行へのお振込みには、上記ATM利用手数料のほかに別途振込手数料が必要となります。

*6 他信用金庫・提携カードでの残高照会は、無料でご利用いただけます。

*7 ATM利用手数料は、カード会社により異なります。

*8 カードローンおよび総合口座貸越によるお借入・返済で、お借入金額またはご返済金額が1万円以下の場合はATM利用手数料は108円となります。(お取引金融機関によっては、お借入れ・返済ができる場合があります。)

*9 営業店ATMのみご利用いただけます。(10万円を超える現金でのお振込みをされる場合は窓口へお申し付けください。)

【その他の手数料】

区分		金額
預金関係	手形・小切手発行手数料	自己窓小切手 1枚 540円 小切手帳 1冊(50枚綴り) 1,080円 手形帳(約束手形・為替手形) 1冊(25枚綴り) 864円 マル専手形 1枚 1,080円
	手形・小切手署名登録料	登録時 5,400円
	マル専当座口座開設料	開設時 3,240円
	ICキャッシュカード発行手数料(新規・切替)	2020年3月31日まで 無料キャンペーン実施中 (通常 1枚 1,080円)
共通	入金帳発行手数料	当座 216円 普通 648円
	Edyチャージ手数料※14	1回当たり 15,000円未満 54円 15,000円以上 無料
	通帳・カード再発行手数料	1冊・枚 1,080円
	各種証明書発行手数料	1通 216円
	取引履歴明細書作成手数料	1枚 216円 (最高 2,160円)
	個人情報開示調査手数料	540円～2,160円
(調査項目により金額が異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。)		
・当座照合表(直近2か月以内) ・〃(個人:直近2か月以前) ・〃(法人:直近2か月以前) ・・・(法人等:直近2か月以前) ・・・(個人:第三者に対して証明するためのもの、 相続預金等の残高の証明)		→ 無料 → 個人情報開示調査手数料 → 取引履歴明細書作成手数料 → 各種証明書発行手数料 ※15
資金庫	浅井支店	第1種(年額) 5,400円 第2種(年額) 6,480円
	木之本支店	第3種(年額) 7,560円 第4種(年額) 10,800円
全自动貸金庫	やわた中山支店	第1種(年額) 8,640円 第2種(年額) 10,800円
	近江支店	
その他	利用手数料	年額 会員 38,880円 会員外 64,800円
	夜間金庫(取扱店舗: 木之本、木之本、宮吉、びわ、 やわた中山、近江)	1冊(50枚綴り) 3,240円
	入金帳発行	会員 5,400円
	国債等口座管理手数料	無料
	株式(出資)払込手数料	払込金額×0.2%×1.08円
	振込依頼書(三連式)作成手数料(作成枚数は10枚単位)	3円×作成枚数×1.08円

*14 パケット通信料はお客さま負担となります。

*15 「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」については無料となります。

財務諸表 (平成31年3月31日現在)

貸借対照表

(単位:百万円)		
科 目	平成29年度 (H30.3.31現在)	平成30年度 (H31.3.31現在)
【資産の部】		
現金	2,893	2,792
預け金	39,419	43,532
買入金銭債権	100	160
有価証券	169,592	185,694
国債	15,987	16,140
地方債	7,715	6,542
社債	31,285	34,754
株式	356	416
その他の証券	114,247	127,839
貸出金	121,378	124,139
割引手形	899	1,125
手形貸付	8,947	8,455
証書貸付	107,237	110,913
当座貸越	4,294	3,645
その他資産	1,897	1,937
未決済為替貸	27	37
信金中金出資金	1,220	1,220
未収収益	557	603
その他の資産	91	75
有形固定資産	2,004	1,947
建物	1,036	1,011
土地	650	665
リース資産	148	96
その他の有形固定資産	169	174
無形固定資産	50	45
ソフトウェア	4	4
リース資産	2	—
その他の無形固定資産	42	41
前払年金費用	22	38
繰延税金資産	1,037	547
債務保証見返	856	855
貸倒引当金	△ 3,584	△ 3,505
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,613)	(△ 2,583)
資産の部合計	335,667	358,187

(単位:百万円)		
科 目	平成29年度 (H30.3.31現在)	平成30年度 (H31.3.31現在)
【負債の部】		
預金積金	292,295	309,429
当座預金	1,980	2,137
普通預金	75,918	83,333
貯蓄預金	620	645
通知預金	805	352
定期預金	203,806	213,814
定期積金	8,498	8,311
その他の預金	664	834
借用金	11,815	14,895
借入金	11,815	14,895
その他負債	1,324	1,218
未決済為替借	47	65
未払費用	359	438
給付補填備金	2	3
未払法人税等	465	325
前受収益	75	66
払戻未済金	0	0
払戻未済持分	0	0
職員預り金	170	166
リース債務	152	97
その他の負債	50	55
賞与引当金	75	78
退職給付引当金	501	455
役員退職慰労引当金	303	147
偶発損失引当金	5	15
債務保証	856	855
負債の部合計	307,176	327,097
【純資産の部】		
出資金	783	784
普通出資金	783	784
利益剰余金	27,086	28,566
利益準備金	781	783
その他利益剰余金	26,305	27,783
特別積立金	23,850	25,250
(うち奉仕基金積立金)	(550)	(550)
当期未処分剰余金	2,455	2,533
会員勘定合計	27,869	29,350
その他有価証券評価差額金	621	1,739
評価・換算差額等合計	621	1,739
純資産の部合計	28,491	31,090
負債および純資産の部合計	335,667	358,187

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。以下の表における金額についても同様です。

【貸借対照表の注記】－平成30年度－

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行い、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。なお、組込デリバティブを区分して測定できない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。
また、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建　　物	6年～39年
そ　の　他	2年～40年
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(および「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、当金庫の定める「自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、次のとおり計上しております。
破産・特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てております。
また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引き当てております。
なお、破綻懸念先および下記17.の3ヵ月以上延滞債権または18.の貸出条件緩和債権に分類された、今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、未保全額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。
また、すべての貸出金等債権は、「自己査定基準」に基づき営業店関連部署および融資管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づき上記の引当を行っております。
8. 会員権等について、時価や実質価額の著しい下落が生じた場合は、発生の見込まれる損失に備えて預託保証金の回収不能見込額を引き当てております。
なお、本引当金は、上記7.の貸倒引当金に加えて個別貸倒引当金として計上しております。

9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は、次のとおりであります。
過去勤務費用 …… 発生した期に一括処理しております。
数理計算上の差異 … 各発生年度における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理しております。
11. 役員退職慰労引当金は、当金庫の定める「役員退職慰労金規程」に基づき、役員に対する支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 有形固定資産の減価償却累計額は、3,371百万円であります。
15. 有形固定資産の圧縮記帳額は、32百万円であります。
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は、16百万円、延滞債権額は、4,922百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額に該当するものはありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定期支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、3,142百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、債務者に有利となる取決め(元本の返済猶予など)を行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、8,081百万円であります。
なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,125百万円であります。

21. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|---------------|---------------|
| 有価証券 5,879百万円 | 預け金 28,280百万円 |
| 現金 0百万円 | |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-----------|---------------|
| 預金 113百万円 | 借用金 14,895百万円 |
|-----------|---------------|
- なお、担保に供している資産のうち期末時点での債務の残高がないものは、有価証券5,774百万円、預け金9,380百万円、現金0百万円であります。

22. 出資1口当りの純資産額は、1,982円79銭であります。

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金、預け金および有価証券です。
このうち、貸出金については、契約不履行によってもたらされる信用リスクおよび金利の変動リスクに晒されております。また、預け金については、預け先の信用リスクおよび金利の変動リスクに晒されております。さらに、有価証券は債券、投資信託および株式等があり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体等の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、外貨建有価証券については、為替の変動リスクにも晒されております。

一方、金融負債は、主としてお客さまからの預金積金であり、金利の変動リスクおよび流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当金庫は、業務遂行に伴い発生する様々なリスクを認識し、リスクを統合的に管理する体制を構築することにより、経営の健全性の維持と安定収益の確保に努めております。

①信用リスクの管理

当金庫は、与信管理諸規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、自己査定や信用格付の実施、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部および融資管理部にて行い、また、案件によっては経営陣による融資審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、信用リスクの計量化および与信管理の状況については、リスク管理室がチェックしております。

有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、リスク管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

②市場リスクの管理

ア. 金利リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理規程に則り金利の変動リスクを計量化し、管理しております。

当該規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を定め、リスク管理委員会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク管理室において、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。

イ. 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、為替リスクを計量化し管理しております。

ウ. 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品については、リス

ク管理委員会の方針に基づき、市場リスク管理規程に従い管理を行っております。このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定、価格変動リスクの計量化および継続的なモニタリングによりリスクの軽減を図っております。

二. 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、市場リスク量をVaRにより月次で計測し(※)、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

その算定にあたっては分散共分散法(保有期間240日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日)を採用し、平成31年3月31日現在で市場リスク量は9,301百万円であります。

また、「有価証券」については、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストイングを実施しております。当事業年度において実施したバックテスティングの結果、実際の損失がVaRを超えた回数はバーゼル銀行監督委員会の定める範囲内に収まっていることから、使用している計測モデルは一定の精度のもとで市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは、過去の変動相場をベースに統計的に算出した一定の発生確率に基づき市場リスク量を計測しており、通常では想定できないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合もあります。そのため、当金庫ではストレステストを数本のシナリオで実施し、経営体力との充分性を確認しております。

(※)「有価証券」のうち外貨MMFおよび使用している計測モデルにおいてVaRの計算対象外となっている一部の外貨建債券については、外国為替相場が20%下落したときの時価変動額をリスク量としております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスク管理規程に従い、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる条件等による場合、算定価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金および借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預け金	46,324	46,852	527
有価証券	185,632	186,048	416
満期保有目的の債券	20,690	21,107	416
その他有価証券	164,941	164,941	-
貸出金	124,139		
貸倒引当金	△ 3,494		
差引	120,645	123,949	3,304
金融資産計	352,601	356,850	4,248
預金積金	309,429	309,846	417
借用金	14,895	15,125	230
金融負債計	324,324	324,971	647

(注)1. 貸出金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

〈金融商品の時価等の算定方法〉

①金融資産

ア. 現金・預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利により将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

イ. 有価証券

債券は、日本証券業協会公表の「公社債店頭売買参考統計値」または取引証券会社から提示された価格、株式は、取引所の価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、25.から28.に記載しております。

ウ. 貸出金

貸出金は、以下の(ア)～(ウ)の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

(ア) 延滞している債権等の将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額。

(イ) (ア)以外のうち、短期間で決済される割引手形、手形貸付、当座貸越については、貸出金勘定に計上している額。

(ウ) (ア)以外のうち、証書貸付(変動金利、固定金利)については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額。

②金融負債

ア. 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預金を受け入れる適用金利により将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

イ. 借用金

借用金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いて現在価値を算定しております。

③市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。 (単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	57
組合出資金	4
合計	62

④金銭債権、満期のある有価証券および預金積金の期間ごとの償還予定額は、次のとおりであります。 (単位:百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
金融資産	預け金	16,660	16,100	175
	貸出金	33,615	32,944	26,269
	有価証券	3,391	45,415	61,206
	満期保有目的の債券	954	1,000	5,000
	その他有価証券	2,436	44,415	56,206
金融負債	金融資産計	53,666	94,459	87,650
	預金積金	113,125	107,621	5
	借用金	2,512	10,845	1,537
	金融負債計	115,637	118,466	1,542
				639

(注)「償還予定が見込めない」または「期間の定めのない」次のものは含めておりません。

- 預け金のうち満期のない預け金 5,497百万円
- 貸出金のうち当座貸越、延滞している債権および破綻先債権等 5,003
- 有価証券のうち株式、投資信託、外貨MMF、組合出資金 13,589
- 預金積金のうち要求払預金、満期経過定期性預金等 88,038

25. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。

①満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	3,454	3,743	288
	地方債	454	459	4
	社債	3,000	3,284	284
	その他	7,736	8,111	375
	小計	11,190	11,855	664
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	500	483	△16
	社債	500	483	△16
	その他	9,000	8,768	△231
	小計	9,500	9,252	△247
	合計	20,690	21,107	416

②その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	51,045	47,905	3,140
	国債	15,815	13,610	2,204
	地方債	6,088	5,932	155
	社債	29,142	28,362	779
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	51,253	48,929	2,324
	小計	102,299	96,835	5,464
	株式	358	419	△60
	債券	2,436	2,479	△43
	国債	325	330	△4
合計	社債	2,111	2,149	△38
	その他	59,845	63,167	△3,321
	小計	62,641	66,066	△3,425
	合計	164,941	162,902	2,039

(注)貸借対照表計上額が取得原価を超えない債券には、組入りリバティップを区分して測定できない複合金融商品が含まれております。評価差額は損益に計上しております。

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	607	9	—
債券	2,603	28	3
地方債	1,518	0	3
社債	1,084	28	0
その他	9,328	144	4
合計	12,539	183	7

28. 売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当金庫の定める「有価証券時価会計基準」に則り、当事業年度末における市場価格等に基づく時価が取得価額から50%以上下落している場合は一律減損処理し、取得価額から30%以上50%未満下落している場合は、過去一定期間の時価の状況および発行体の信用状況等から回復の可能性を判断し、減損処理することとしております。

当事業年度における減損処理額は33百万円(上場株式)であります。

29. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,844百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をする

ことができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている当金庫内手手続きに基づき定期的に顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 退職給付に関する事項は、次のとおりであります。

①採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として「退職一時金規程」および「長浜信用金庫企業年金規約」に基づく内部積立の退職一時金制度および規約型確定給付企業年金制度を設けております。

このほか、当金庫は退職金制度外で全国信用金庫厚生年金基金に加入しており、当該基金は複数事業主(信用金庫等)により設立された総合設立型厚生年金基金で、当金庫の拠出する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。(詳細 ⑤)

②退職給付債務に関する事項 (平成31年3月31日現在)

ア. 退職給付債務	978百万円
イ. 年金資産(時価)	728
ウ. 差引(アーアイ)	249
エ. 未認識数理計算上の差異	△167
オ. 前払年金費用	38
カ. 退職給付引当金(ウ-エ+オ)	455百万円

③退職給付費用に関する事項

(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

ア. 勤務費用	51百万円
イ. 利息費用	3
ウ. 期待運用収益	△12
エ. 数理計算上の差異の費用処理額	△12
オ. 厚生年金基金拠出額	83
カ. 退職給付費用合計(ア+イ+ウ+エ+オ)	113百万円

④退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	0.21%
期待運用収益率	1.50%

⑤当金庫の加入する厚生年金基金制度は総合設立型であり、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

ア. 制度全体の積立状況に関する事項

(平成30年3月31日現在)

年金資産の額	1,669,710百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,806,457
差引	△136,747百万円

イ. 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合

(平成30年3月31日現在)

0.1769%

ウ. 補足説明

上記アの差引額の主な原因是、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円、および別途積立金61,107百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金34百万円(予定償却完了日:令和17年4月1日)を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記イの割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

31. 税効果に関する事項は、次のとおりであります。

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別内訳

ア. 繰延税金資産

貸倒引当金	856百万円
固定資産減価償却費	25
未払事業税	31
賞与引当金	21
退職給付引当金	125
役員退職慰労引当金	40
金融派生商品費用	100
その他	35
繰延税金資産小計	1,238百万円

評価性引当額 △16

繰延税金資産合計 1,221百万円

イ. 繰延税金負債

その他有価証券評価差額	663百万円
前払年金費用	10
繰延税金負債合計	673百万円

ウ. 繰延税金資産の純額(アーアイ) 547百万円

損益計算書

科 目	平成29年度 (H29.4.1~30.3.31)	平成30年度 (H30.4.1~31.3.31)
経常収益	5,411,770	5,247,912
資金運用収益	4,888,936	4,636,252
貸出金利息	1,877,314	1,880,596
預け金利息	246,196	180,412
有価証券利息配当金	2,735,050	2,544,489
その他の受入利息	30,374	30,754
役務取引等収益	278,663	280,648
受入為替手数料	113,899	115,660
その他の役務収益	164,763	164,988
その他業務収益	213,421	219,265
国債等債券売却益	179,318	164,063
その他の業務収益	34,103	55,201
その他経常収益	30,749	111,745
貸倒引当金戻入益	—	72,499
株式等売却益	15,460	19,522
その他の経常収益	15,289	19,723
経常費用	3,407,753	3,145,588
資金調達費用	370,088	390,522
預金利息	299,544	323,095
給付補填備金繰入額	2,006	2,252
借用金利息	65,777	62,482
その他の支払利息	2,759	2,692
役務取引等費用	162,843	162,094
支払為替手数料	25,421	25,500
その他の役務費用	137,422	136,594
その他業務費用	344,678	83,650
国債等債券売却損	54,566	7,697
金融派生商品費用	288,014	75,824
その他の業務費用	2,097	129
経費	2,478,545	2,454,260
人件費	1,545,678	1,547,557
物件費	894,847	868,761
税金	38,020	37,941
その他経常費用	51,597	55,060
貸倒引当金繰入額	49,750	—
株式等売却損	28	10
株式等償却	—	33,378
その他の経常費用	1,817	21,670
経常利益	2,004,016	2,102,323
特別利益	—	—
特別損失	857	4,997
固定資産処分損	857	4,997
税引前当期純利益	2,003,159	2,097,326
法人税、住民税および事業税	654,556	522,908
法人税等調整額	△ 101,177	63,523
法人税等合計	553,378	586,432
当期純利益	1,449,780	1,510,894
繰越金(当期首残高)	1,006,193	1,022,702
当期末処分剰余金	2,455,974	2,533,596

【損益計算書の注記】－平成30年度－

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額は、96円43銭であります。

剰余金処分計算書

科 目	平成29年度 (H29.4.1~30.3.31)	平成30年度 (H30.4.1~31.3.31)
当期末処分剰余金	2,455,974	2,533,596
繰越金(当期首残高)	1,006,193	1,022,702
当期純利益	1,449,780	1,510,894
剰余金処分額	1,433,272	832,310
利益準備金	2,000	1,000
普通出資に対する配当金	31,272	31,310
(出資配当率) (年4%)	(年4%)	(年4%)
特別積立金	1,400,000	800,000
繰越金(当期末残高)	1,022,702	1,701,286

会計監査

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トマツの監査を受けております。

監事監査報告書 謄本

監査報告書		
私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第96期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。		
1. 監査の方法及びその内容		
各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、監査室、その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。		
(1)理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。		
(2)業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。		
(3)会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。		
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。		
2. 監査の結果		
(1)業務報告等の監査結果		
①業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。		
②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。		
③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。		
(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果		
会計監査人、有限責任監査法人トマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。		
令和元年5月13日		
長浜信用金庫 常勤監事 下村裕彦㊞		
監事 竹内寛㊞		
監事 中島宣夫㊞		
(注) 監事 竹内寛、監事 中島宣夫は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。		

代表者の確認

[謄本]

平成30年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月13日

長浜信用金庫
理事長 田邊功

営業の状況 (平成31年3月31日現在)

経営に関する指標

1. 最近5年間の主要な経営指標の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常収益 (百万円)	5,559	5,708	5,725	5,411	5,247
経常利益 (百万円)	2,137	2,177	2,114	2,004	2,102
当期純利益 (百万円)	1,506	1,568	1,534	1,449	1,510
出資総額 (百万円)	780	781	781	783	784
出資総口数 (千 口)	15,600	15,620	15,620	15,660	15,680
純資産額 (百万円)	27,452	29,235	27,962	28,491	31,090
総資産額 (百万円)	303,318	318,130	324,012	334,811	357,331
預金積金残高 (百万円)	263,893	273,573	281,679	292,295	309,429
貸出金残高 (百万円)	110,626	113,700	118,646	121,378	124,139
有価証券残高 (百万円)	155,648	161,504	159,500	169,592	185,694
単体自己資本比率 (%)	23.05	24.37	21.37	21.72	19.68
出資に対する配当金 (出資1口当たり 単位:円)	2	2	2	2	2
役員数 (人)	11	11	12	12	12
うち常勤役員数 (人)	9	9	10	10	10
職員数 (人)	214	219	211	204	205
会員数 (人)	12,507	12,458	12,365	12,358	12,264

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

2. 単体自己資本比率は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度以前においては旧告示に基づく開示、平成25年度以降においては新告示に基づく開示を行っております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 利益率

(単位:%)

	29年度	30年度
総資産経常利益率	0.61	0.61
総資産当期純利益率	0.44	0.44

(注) 総資産経常(当期純)利益率

$$= \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

3. 利鞘

(単位:%)

	29年度	30年度
資金運用利回	1.51	1.36
資金調達原価率	0.94	0.88
総資金利鞘	0.57	0.48

4. 業務粗利益

(単位:百万円、%)

	29年度	30年度
資金運用収支	4,518	4,245
資金運用収益	4,888	4,636
資金調達費用	370	390
役務取引等収支	115	118
役務取引等収益	278	280
役務取引等費用	162	162
その他の業務収支	△ 131	135
その他業務収益	213	219
その他業務費用	344	83
業務粗利益	4,503	4,499
業務粗利益率	1.39	1.32

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(平成29年度-百万円、平成30年度-百万円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

5. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	平均残高(百万円)		利息(百万円)		利回(%)	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
資金運用勘定	323,150	339,420	4,888	4,636	1.51	1.36
うち貸出金	119,270	121,210	1,877	1,880	1.57	1.55
うち預け金	42,139	42,986	246	180	0.58	0.41
うち有価証券	160,486	173,903	2,735	2,544	1.70	1.46
資金調達勘定	297,503	312,354	370	390	0.12	0.12
うち預金積金	285,115	300,275	301	325	0.10	0.10
うち借用金	12,106	11,797	65	62	0.54	0.52

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(平成29年度107百万円、平成30年度139百万円)および金銭の信託の平均残高(平成29年度 -一百万円、平成30年度 -一百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成29年度 -一百万円、平成30年度 -一百万円)および利息(平成29年度 -一百万円、平成30年度 -一百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

6. 受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

	29年度			30年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	109	48	158	308	△ 561	△ 252
うち貸出金	29	△ 104	△ 75	26	△ 23	3
うち預け金	16	△ 8	7	5	△ 70	△ 65
うち有価証券	63	159	223	275	△ 465	△ 190
支払利息	△ 5	10	4	14	5	20
うち預金積金	8	0	8	16	7	23
うち借用金	△ 4	2	△ 2	△ 1	△ 1	△ 3

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

預金に関する指標

1. 預金積金および譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	29年度	30年度
流動性預金	79,649	82,921
うち有利息預金	72,737	76,328
定期性預金	204,975	216,805
うち固定金利定期預金	196,888	208,451
うち変動金利定期預金	27	21
その他	490	549
小計	285,115	300,275
譲渡性預金	—	—
合計	285,115	300,275

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

3. 固定金利定期預金とは、預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。

4. 変動金利定期預金とは、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。

2. 定期預金残高

(単位:百万円)

	30年3月末	31年3月末
定期預金	203,806	213,814
固定金利定期預金	203,782	213,794
変動金利定期預金	23	19

貸出金等に関する指標

1. 貸出金平均残高

(単位:百万円)

	29年度	30年度
手形貸付	8,588	8,427
証書貸付	106,573	108,137
当座貸越	3,378	3,753
割引手形	729	893
合計	119,270	121,210

3. 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	30年3月末	31年3月末
当金庫預金積金	2,010	1,904
有価証券	—	—
動産	139	120
不動産	25,503	25,397
その他	13	10
小計	27,666	27,432
信用保証協会・信用保険	28,434	28,621
保証	22,307	21,708
信用	42,969	46,377
合計	121,378	124,139

2. 貸出金残高

(単位:百万円)

	30年3月末	31年3月末
貸出金	121,378	124,139
変動金利	57,994	58,091
固定金利	63,383	66,048

(注) 固定金利選択型住宅ローン等は、変動金利に含めております。

4. 債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	30年3月末	31年3月末
当金庫預金積金	5	5
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	0	7
その他	15	12
小計	20	24
信用保証協会・信用保険	17	15
保証	721	733
信用	96	82
合計	856	855

5. 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	30年3月末		31年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	38,367	31.60	39,128	31.51
運転資金	83,010	68.38	85,011	68.48
合計	121,378	100.00	124,139	100.00

6. 住宅ローンおよび消費者ローン残高

(単位:百万円、%)

	30年3月末		31年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
住宅ローン	27,395	92.80	27,213	91.57
消費者ローン	2,125	7.19	2,503	8.42
合計	29,520	100.00	29,716	100.00

7. 預貸率

(単位:%)

	29年度	30年度
期末預貸率	41.52	40.11
期中平均預貸率	41.83	40.36

(注) 預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

貸出金等に関する指標

8. 貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

業種区分	30年3月末			31年3月末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	170	7,589	6.25	170	8,258	6.65
農業、林業	9	97	0.07	11	128	0.10
漁業	3	92	0.07	3	69	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	350	8,841	7.28	360	8,976	7.23
電気・ガス・熱供給・水道業	3	725	0.59	3	696	0.56
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	27	4,190	3.45	26	4,125	3.32
卸売業、小売業	215	5,392	4.44	208	5,250	4.22
金融業、保険業	11	17,320	14.26	11	21,120	17.01
不動産業	145	12,649	10.42	149	12,398	9.98
物品販賣業	4	65	0.05	3	73	0.05
学術研究、専門・技術サービス業	34	443	0.36	35	445	0.35
宿泊業	7	579	0.47	8	563	0.45
飲食業	87	1,083	0.89	85	1,044	0.84
生活関連サービス業、娯楽業	61	1,592	1.31	67	1,803	1.45
教育、学習支援業	3	68	0.05	3	62	0.04
医療、福祉	45	1,805	1.48	43	1,840	1.48
その他のサービス	127	2,134	1.75	130	2,027	1.63
小計	1,301	64,673	53.28	1,315	68,884	55.48
地方公共団体	4	25,607	21.09	4	24,104	19.41
個人	5,508	31,097	25.61	5,483	31,150	25.09
合計	6,813	121,378	100.00	6,802	124,139	100.00

9. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用(△)	その他(△)	
一般貸倒引当金	29年度	893	970	—	893	970
	30年度	970	921	—	970	921
個別貸倒引当金	29年度	2,632	25	—	51	2,605
	30年度	2,605	43	6	67	2,574
合計	29年度	3,525	995	—	945	3,575
	30年度	3,575	964	6	1,037	3,496

※その他の資産にかかる損失引当金(平成30年度期末残高8百万円)は含んでおりません。

10. 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	29年度	30年度
貸出金償却額	—	—

11. リスク管理債権に対する担保・保証および引当金の引当・保全状況

① 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証および

引当金の引当・保全状況

(単位:百万円、%)

	30年3月末	31年3月末
破綻先債権額 A	24	16
延滞債権額 B	4,997	4,922
合計 (A+B) C	5,022	4,939
担保・保証額 D	1,921	1,869
回収に懸念がある債権額 (C-D) E	3,100	3,070
個別貸倒引当金 F	2,603	2,572
同引当率 (F/E)	83.95	83.79

(注)1.「破綻先債権」および「延滞債権」の用語の説明については、「不良債権の状況」(P.12)をご覧ください。

2.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

3.「個別貸倒引当金」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金のうち、破綻先債権額および延滞債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。

② 3か月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する

担保・保証および引当金の引当・保全状況

(単位:百万円、%)

	30年3月末	31年3月末
3か月以上延滞債権額 H	—	—
貸出条件緩和債権額 I	3,440	3,142
合計 (H+I) J	3,440	3,142
担保・保証額 K	1,402	1,504
回収に管理を要する債権額 (J-K) L	2,037	1,637
貸倒引当金 M	701	676
同引当率 (M/L)	34.42	41.30

(注)1.「3か月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」の用語の説明については、「不良債権の状況」(P.12)をご覧ください。

2.「貸倒引当金」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額に対して引き当てた額を記載しております。

③ リスク管理債権の合計額

(単位:百万円)

	30年3月末	31年3月末
リスク管理債権 C+J	8,462	8,081

12. 金融再生法開示債権

(単位:百万円)

	30年3月末	31年3月末
破産更生債権および これらに準ずる債権	941	913
危険債権	4,083	4,027
要管理債権	3,440	3,142
正常債権	113,977	117,138
合 計	122,442	125,222

(注)「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」、「正常債権」の用語の説明については、「不良債権の状況」(P.12)をご覧ください。

13. 金融再生法開示債権の保全状況

(単位:百万円、%)

	30年3月末	31年3月末
金融再生法上の不良債権 A	8,464	8,083
破産更生債権および これらに準ずる債権	941	913
危険債権	4,083	4,027
要管理債権	3,440	3,142
保全額 B	6,631	6,624
貸倒引当金 C	3,306	3,251
担保・保証等 D	3,324	3,373
保全率 B/A	78.33	81.95
担保・保証等控除後 債権に対する引当率 C/(A-D)	64.32	69.02

(注) 貸倒引当金は、個別貸倒引当金および要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

有価証券等に関する指標

1. 商品有価証券平均残高

ディーリング業務を行っていないため、商品有価証券は保有しておりません。

2. 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

	30年3月末							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国債	—	6	934	940	1,073	13,033	—	15,987
地方債	1,118	1,893	3,721	981	—	—	—	7,715
社債	749	12,484	6,396	3,764	2,675	5,214	—	31,285
株式	—	—	—	—	—	—	356	356
外国証券	1,254	814	5,069	2,621	12,980	32,542	2,777	58,061
その他の証券	—	3,943	5,818	5,015	32,036	0	9,371	56,185
合 計	3,122	19,143	21,940	13,323	48,765	50,791	12,505	169,592

	31年3月末							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国債	6	—	1,867	350	1,444	12,472	—	16,140
地方債	625	3,453	2,327	135	—	—	—	6,542
社債	682	17,171	3,950	902	2,563	9,280	202	34,754
株式	—	—	—	—	—	—	416	416
外国証券	720	2,905	4,322	3,536	12,339	38,480	2,829	65,135
その他の証券	1,398	3,668	6,646	9,063	30,982	606	10,339	62,704
合 計	3,433	27,198	19,114	13,989	47,329	60,840	13,788	185,694

3. 有価証券平均残高

(単位:百万円、%)

	29年度		30年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国債	14,387	8.96	13,986	8.04
地方債	7,609	4.74	6,608	3.80
社債	32,914	20.50	30,273	17.40
株式	316	0.19	492	0.28
外国証券	54,139	33.73	62,916	36.17
その他の証券	51,118	31.85	59,626	34.28
合 計	160,486	100.00	173,903	100.00

有価証券等に関する指標

4. 有価証券に関する取得価額、時価および評価損益

① 売買目的有価証券

売買目的有価証券は保有しておりません。

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種類	30年3月末			31年3月末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	4,401	4,668	266	3,454	3,743	288
	地方債	1,401	1,414	12	454	459	4
	社債	3,000	3,253	253	3,000	3,284	284
	その他	6,292	6,549	257	7,736	8,111	375
	小計	10,693	11,217	523	11,190	11,855	664
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	1,000	965	△ 34	500	483	△ 16
	社債	1,000	965	△ 34	500	483	△ 16
	その他	8,000	7,663	△ 336	9,000	8,768	△ 231
	小計	9,000	8,629	△ 370	9,500	9,252	△ 247
合計		19,693	19,846	153	20,690	21,107	416

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

③ その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種類	30年3月末			31年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	29	29	0	—	—	—
	債券	47,862	44,686	3,176	51,045	47,905	3,140
	国債	15,680	13,649	2,031	15,815	13,610	2,204
	地方債	6,313	6,101	211	6,088	5,932	155
	社債	25,868	24,935	933	29,142	28,362	779
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	38,780	37,286	1,493	51,253	48,929	2,324
	小計	86,671	82,001	4,669	102,299	96,835	5,464
	株式	269	309	△ 39	358	419	△ 60
	債券	1,724	1,771	△ 47	2,436	2,479	△ 43
	国債	307	331	△ 23	325	330	△ 4
	社債	1,417	1,440	△ 23	2,111	2,149	△ 38
	その他	61,174	64,899	△ 3,725	59,845	63,167	△ 3,321
	小計	63,168	66,980	△ 3,812	62,641	66,066	△ 3,425
	合計	149,840	148,982	857	164,941	162,902	2,039

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

④ 子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの

子会社・子法人等および関連法人等はありません。

⑤ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位:百万円)

	30年3月末	31年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	57	57
組合出資金	0	4
合計	58	62

5. 金銭の信託に関する取得価額、時価および評価損益

運用目的、満期保有目的およびその他の金銭の信託はありません。

6. デリバティブ取引(信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引)に関する契約価額、時価および評価損益

デリバティブ取引(金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引等)はいずれも取扱いしておりません。

7. 預証率

(単位:%)

	29年度	30年度
期末預証率	58.02	60.01
期中平均預証率	56.28	57.91

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

役員の報酬体系の開示

役員の報酬体系に関する事項

1. 対象役員の報酬等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。また、対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されます。

①報酬体系の概要

«基本報酬および賞与»

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

«退職慰労金»

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

②平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	234

(注) 1. 対象役員に該当する理事は11名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」159百万円、「退職慰労金」74百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

③その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等の報酬等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員および当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成30年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

バーゼルⅢ第3の柱の開示 自己資本の充実の状況 (平成31年3月31日現在)

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	30年3月末	経過措置による 不算入額	31年3月末
コア資本に係る基礎項目(1)			
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	27,838	/	29,319
うち、出資金および資本剰余金の額	783	/	784
うち、利益剰余金の額	27,086	/	28,566
うち、外部流出予定額(△)	31	/	31
うち、上記以外に該当するものの額	—	/	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	970	/	921
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	970	/	921
うち、適格引当金コア資本算入額	—	/	—
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 28,808	/	30,241
コア資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	40	10	45
うち、のれんに係るものとの額	—	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	40	10	45
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	18	4	38
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものと関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産と関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)と関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものと関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産と関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)と関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口) 58	/	84
自己資本			
自己資本の額 ((イ)-(口))	(ハ) 28,750	/	30,156
リスク・アセット等(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	123,784	/	144,885
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 6,083	/	△ 720
うち、無形固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)	10	/	—
うち、繰延税金資産	—	/	—
うち、前払年金費用	4	/	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 6,098	/	△ 720
うち、上記以外に該当するものの額	—	/	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,578	/	8,345
信用リスク・アセット調整額	—	/	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	/	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二) 132,362	/	153,230
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ)/(二))	21.72%	/	19.68%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

コア資本に係る基礎項目は、出資金、利益剰余金のほか、一般貸倒引当金(算入できる限度が定められています。)などが該当します。

そのうち、出資金は、地域のお客さまからお預かりしております普通出資金が該当します。また、利益剰余金は、利益準備金、特別積立金および当期末処分剰余金などが該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、経営計画の推進を通じた利益の積上げにより、自己資本比率は国内基準である4%の約5倍を確保し、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、各エクスポートオフィスは特定分野に集中することなく、リスク分散も図られていると評価しております。

当金庫では、「自己資本管理規程」に基づき自己資本と主要なリスクを対比し、自己資本充実度のモニタリングと評価を行うとともに、統合的なリスク管理を基に対象リスクのコントロールやリスク資本の配賦など、適切に対応するものとしております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化等により貸出等の資産の価値が減少もしくは消失し、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。

信用リスクは、当金庫の健全性と収益性の双方に大きな影響を与えるリスクであるとの認識のもと、当金庫は、融資審査の能力の向上に努め不良債権の新規発生を防止し、財務内容が悪化したお取引先の経営改善支援を行うなど、資産の健全性を高めるため、信用リスク管理の厳正化に取り組んでおります。

信用リスク管理の方法としては、与信判断や与信ポートフォリオ管理の基本方針である「クレジットポリシー」を定めるとともに、「信用リスク管理規程」を策定し、信用リスクのモニタリングと評価を行い、その結果を踏まえ信用リスクをコントロールすることにより、下記のとおり与信ポートフォリオ管理と個別与信管理の最適化に取り組んでおります。

なお、一連の信用リスクの管理の状況については、経営陣で構成するリスク管理委員会に報告する態勢しております。

《与信ポートフォリオの管理態勢》

与信ポートフォリオ管理としては、信用格付の導入や厳格な自己査定の実施、さらには与信集中によるリスクの抑制のため、業種別や大口与信先の管理など、様々な角度から分析し検討するとともに、小口多数取引の推進によるリスク分散に努めております。

《個別与信の管理態勢》

個別与信の管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を明確に分離しており、相互に牽制が働く体制としております。

個別与信の審査については、営業店における一次審査、審査部による二次審査を行い、個別の大口案件は、融資審査会を開催し、応否の決定を行っております。また、業績不振となったお取引先に対しては、積極的に経営改善に向けた支援を行っております。

《信用リスクの計量化について》

信用リスクの計量化にあたっては、与信金額、予想デフォルト率、予想回収率のデータを整備し、VaR計測モデルを用いて信用リスク量を計測するほか、予想デフォルト率の検証や必要に応じストレステストを実施し、算出されたリスク量を信用リスク管理、統合的なリスク管理に活用しております。

《貸倒引当金の計上基準》

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

破綻先および実質破綻先については、担保および保証による回収可能見込額を控除した残額について全額を個別貸倒引当金として計上しております。また、破綻懸念先については、担保および保証による回収可能見込額を控除した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を個別貸倒引当金として計上しております。なお、破綻懸念先のうち未保全額が一定額以上の大口与信先については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、個別貸倒引当金として計上しております。

要管理先、要注意先、正常先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出した額を一般貸倒引当金として計上しております。なお、要管理先のうち未保全額が一定額以上の大口与信先については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、一般貸倒引当金として計上しております。

また、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、エクスポートオフィスの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておらず、外部格付を利用する場合には依頼格付である旨を確認して利用しております。

- ①株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ②株式会社日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ④S&Pグローバル・レーティング(S&P)

定性的な開示事項

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では信用リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)の軽減を目的に、お取引先によっては担保や保証による保全措置を講じております。

ただし、これらはあくまでも補完的な措置であり、与信に際しては、お取引先の状況、資金使途、返済能力等を総合的に判断することを「クレジットポリシー」に明記し、担保・保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しております。また、審査の結果、担保・保証が必要な場合には、お取引先への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

当金庫が取り扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等が、また、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当金庫の定める「貸出事務取扱規程」や「不動産担保評価管理マニュアル」等により、適切な取扱いならびに適正な評価・管理を行っております。

また、お取引先が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を実施する場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や「融資管理債権回収マニュアル」等により、法的に有効である旨確認の上、適正な取扱いに努めています。

なお、バーゼルⅢが定める信用リスク削減手法として当金庫が取り扱う担保・保証は、適格担保として自金庫預金積金が、保証として政府保証、民間保証等が該当します。また、当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を採用しております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する

リスク管理方針および手続きの概要

派生商品取引および長期決済期間取引については、取扱いしておりません。

6. 証券化エクスポートに関する事項

(1) リスク管理方針および手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

現在当金庫は、オリジネーターとしての証券化取引を行っておりません。

また、投資家にあたるものについては、当金庫が定める「余資運用基準」等に基づき、有価証券運用の一部として捉え、リスクの認識については市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて資金運用会議、リスク管理委員会等に諮り、適切なリスク管理に努めています。

(2) 証券化エクスポートについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券時価会計基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、エクスポートの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておらず、外部格付を利用する場合には依頼格付である旨を確認して利用しております。

- ①株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ②株式会社日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ④S&Pグローバル・レーティング(S&P)

7. オペレーションル・リスクに関する事項

(1) リスク管理方針および手続きの概要

オペレーションル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることや外生的な事案により損失を被るリスクをいい、当金庫が定める「オペレーションル・リスク管理規程」において、事務リスク、システムリスク、その他オペレーションル・リスク(法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク)を総称して「オペレーションル・リスク」と定義しております。

リスクの計測に関しては、基礎的手法を採用することとし、その態勢を整備しております。

当金庫は、オペレーションル・リスク管理の重要性を認識し、オペレーションル・リスク管理規程や各リスクの管理規程等に基づき、総合的な管理の状況に関する情報を的確に分析、評価し、その結果を踏まえ態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無およびその内容を検討し、リスク顕現化の未然防止と極小化に努めています。また、これらのリスクに関しては、リスク管理委員会等において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

«事務リスク»

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいい、当金庫が定める「事務リスク管理規程」に基づき、本部と営業店が一体となり厳正なリスク管理態勢の整備とその遵守を心掛けることは勿論のこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。

«システムリスク»

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動、システムの不備、さらにコンピュータの不正利用等により損失を被るリスクをいい、当金庫が定める「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めています。また、サイバー攻撃による情報流出やシステムの機能停止を防止するため、対応組織の設置やインシデント別の対策を定め、厳重な管理を行っています。

«その他オペレーション・リスク»

・法務リスク

法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により損失・損害(監督上の措置ならびに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む)等を被るリスクをいい、当金庫が定める「コンプライアンス(法令等遵守)規程」等に基づき、より高い倫理観の確立とコンプライアンス(法令等遵守)の実践に取り組んでおります。

・人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシャルハラスメント等)により損失・損害等を被るリスクをいい、当金庫が定める「就業規則」に基づき、職員の人権の尊重と労働条件の維持改善に努め、業務の円滑な遂行に取り組んでおります。

・有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象により有形資産の毀損・損害等を被るリスクをいい、当金庫が定める「不動産管理規程」および「災害対策マニュアル」に基づき、災害による被害の極小化のために万全の対策を講じております。

・風評リスク

風評リスクとは、マスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から当金庫に対するお客さま等の評判が悪化し、当金庫の経営上重大な有形無形の損失が発生する危険性をいい、当金庫が定める「風評リスク管理規程」に基づき、正確かつ時宜を得た情報提供と開示により、良好な評判を維持し、公共的な金融機関の使命遂行に努めています。

(2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関する リスク管理方針および手続きの概要

出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、業界中央機関の信金中央金庫普通出資金の他、上場株式、非上場株式、一部の投資信託、投資事業組合への出資金が該当します。そのうち、上場株式および一部の投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によって把握するとともに、運用状況に応じて資金運用会議、リスク管理委員会等に諮り、投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用基準」等に基づいて、厳格な運用・管理を行っています。

非上場株式および投資事業組合への出資金に関しては、地域社会発展・地域貢献の見地から保有する方針をいたしております。また、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券時価会計基準」および「有価証券時価算定規程」ならびに日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な経理処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、「市場金利の変動により、保有する金融資産・負債の価値(現在価値)や金融資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスク」をいいます。

当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、為替リスク・価格変動リスクとともにそのリスクを適正に把握のうえ市場リスクとして一体的に管理し、当金庫として取り得る許容範囲内に収めると同時に、リスクの管理と配分により適正な収益の確保を目指しています。

市場リスクの管理にあたっては、自己資本や収益目標、種別の保有限度を踏まえて策定した年度運用計画に基づき市場リスクリミットを、有価証券については損失限度を設定し、手前には警戒水準としてのアラームポイントを設定して管理しています。金融資産・負債全体に関するリスクリミット等の管理状況、市場リスクの状況は、リスク管理委員会において月次で報告しています。また、有価証券に関する状況については、毎日、直接役員に報告しています。

アラームポイントに抵触した場合には、ポジションやリスク等の削減の要否について、役員等で構成するリスク管理委員会で対応を協議するとともに、その結果につき重要な事項は理事会に付議・報告することとしています。

なお、金利スワップや金利先物取引などの金利ヘッジ手段は使用していません。

定性的な開示事項

□. 金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE並びにこれらに追加して自ら行う金利リスクに関する以下に関する事項

①流動性預金に割り当てられた 金利改定の平均満期	1.25年
②流動性預金に割り当てられた 最長の金利改定満期	5年
③流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) およびその前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
④固定金利貸出の期限前返済や 定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
⑤複数の通貨の集計方法および その前提	通貨別に算出した金利リスクの正の値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しません。
⑥スプレッドに関する前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮しません。
⑦内部モデルの使用等、△EVEに 重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用しません。
⑧前事業年度末の開示からの 変動に関する説明	開示初年度であるため記載はありません。
⑨計測値の解釈や重要性に関する その他の説明	当金庫の△EVE計測値は、監督上の基準値(自己資本の額の20%)を超えていますが、自己資本の余裕額(規制上の最低水準を上回る額)を超えるものではありません。また、このリスクテイクは、安定した利息配当金等の獲得を通じて、持続可能な収益の確保に貢献しています。

(2) 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当金庫では、主としてVaR(バリュー・アット・リスク)を用いて金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、下記算出基準に基づき、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

【VaRの算出基準】観測期間 5年(1,200日)、保有期間 1年(240日)、信頼区間 片側99%

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	29年度		30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	123,784	4,951	144,885	6,899
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポートージャー	128,829	5,153	117,245	4,689
ソブリン向け	2,421	96	1,900	76
金融機関向け	19,291	771	20,769	830
法人等向け	34,588	1,383	41,102	1,644
中小企業等・個人向け	10,152	406	10,601	424
抵当権付住宅ローン	7,230	289	6,967	278
不動産取得等事業向け	10,685	427	9,772	390
3か月以上延滞等	80	3	95	3
取立未済手形	9	0	7	0
信用保証協会等による保証付	414	16	461	18
出資等	2,909	116	482	19
上記以外	41,046	1,641	25,083	1,003
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートージャー	24,226	969	18,291	731
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポートージャー	1,220	48	1,220	48
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートージャー	6,339	253	3,027	121
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポートージャー			—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポートージャー			—	—
上記以外のエクスポートージャー	9,260	370	2,543	101
②証券化エクスポートージャー	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分 非STC要件適用分		— —	— —
再証券化			—	—
③-1 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	737	29		
③-2 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー			27,608	1,104
ルック・スルー方式			27,608	1,104
マンデート方式			—	—
蓋然性方式(250%)			—	—
蓋然性方式(400%)			—	—
フォールバック方式(1250%)			—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	14	0	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポートージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 6,098	△ 243	△ 720	△ 28
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	297	11	751	30
⑦中央清算機関間連エクスポートージャー	3	0	—	—
ロ. オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	8,578	343	8,345	333
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	132,362	5,294	153,230	7,233

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポートージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオーバランス取引および派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「ソブリン」には中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、外国の中央政府等以外の公共部門

(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行が該当いたします。

4. 「3か月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポートージャーおよび「ソブリン向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートージャーのことです。

5. オペレーションナル・リスク相当額の算出には、当金庫は基礎的手法を採用しています。

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
(オペレーションナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法) 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

定量的な開示事項

2. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート・エクスポートを除く)

① 信用リスクに関するエクスポート・エクスポートおよび主な種類別の期末残高
(業種別・地区別および残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポート 区分	信用リスク・ エクスポート 期末残高	うち貸出金、コミットメント およびその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		うち有価証券		3か月以上延滞 エクスポート 期末残高		
			29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	
国内		257,978	263,371	169,902	177,811	88,075	85,559	652	632
国外		96,443	55,168	3,510	3,508	92,933	51,659	—	—
地域別合計		354,421	318,539	173,412	181,319	181,009	137,219	652	632
製造業		14,362	15,882	8,112	8,711	6,250	7,170	34	34
農業、林業		100	143	100	143	—	—	—	—
漁業		92	69	92	69	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		501	501	—	—	501	501	—	—
建設業		10,312	10,513	10,012	10,213	300	300	45	42
電気・ガス・熱供給・水道業		4,042	5,325	730	700	3,311	4,625	—	—
情報通信業		4,243	6,219	104	1,167	4,139	5,052	—	—
運輸業、郵便業		5,281	5,205	4,215	4,146	1,065	1,059	—	—
卸売業、小売業		7,183	8,336	6,148	6,003	1,034	2,333	312	301
金融業、保険業		140,228	139,293	60,040	68,478	80,187	70,815	—	—
不動産業		13,987	15,725	12,998	12,920	988	2,805	192	181
物品販賣業		65	73	65	73	—	—	4	4
学術研究、専門・技術サービス業		622	620	622	620	—	—	—	—
宿泊業		604	588	604	588	—	—	—	—
飲食業		1,364	1,325	1,364	1,325	—	—	11	9
生活関連サービス業、娯楽業		1,822	2,034	1,822	2,034	—	—	10	10
教育、学習支援業		109	101	109	101	—	—	—	—
医療、福祉		2,001	2,023	2,001	2,023	—	—	—	—
その他のサービス		2,427	4,292	2,367	2,238	60	2,054	6	—
国・地方公共団体等		92,523	63,378	27,294	25,499	65,229	37,879	—	—
個人		28,368	28,269	28,368	28,269	—	—	32	46
その他		24,175	8,615	6,237	5,992	17,938	2,622	—	—
業種別合計		354,421	318,539	173,412	181,319	181,009	137,219	652	632
1年以下		54,643	52,245	49,618	48,899	5,024	3,345		
1年超 3年以下		35,773	40,412	15,702	16,640	20,071	23,771		
3年超 5年以下		32,762	33,807	11,270	21,375	21,491	12,432		
5年超 7年以下		26,392	15,487	12,930	9,036	13,462	6,451		
7年超 10年以下		75,163	46,814	16,275	19,173	58,888	27,641		
10年超		112,360	122,567	62,790	59,467	49,569	63,099		
期間の定めのないもの		17,326	7,204	4,824	6,726	12,501	477		
残存期間別合計		354,421	318,539	173,412	181,319	181,009	137,219		

(注) 1. エクスポートの残高は、個別貸倒引当金を控除前、オフ・バランス項目は与信相当掛合適用後の額です。

2. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

3. 「3か月以上延滞エクスポート」とは、元金または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポートのことです。

4. 業種別のうち「その他」には、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託および業種区分に分類することが困難なエクスポートを計上しています。

5. 地域別のうち国外は、外国証券によるものです。

6. 当金庫は、デリバティブ取引は取扱しておりません。

7. CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポートは含まれておりません。

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用(△)	その他(△)	
一般貸倒引当金	29年度	893	970	—	893
	30年度	970	921	—	921
個別貸倒引当金	29年度	2,632	25	—	51
	30年度	2,605	43	6	67
合 計	29年度	3,525	995	—	945
	30年度	3,575	964	6	1,037
					3,496

(注)個別貸倒引当金には、その他の資産にかかる損失引当金(平成30年度期末残高8百万円)は含んでおりません。

③ 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		目的使用(△)		その他(△)		期末残高	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
製造業	27	25	—	—	—	—	1	0	25	24	—	—
農業、林業	—	—	—	14	—	—	—	—	—	14	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,693	1,707	16	25	—	—	2	0	1,707	1,731	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	253	242	—	—	—	—	11	6	242	236	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	564	544	—	—	—	—	20	51	544	492	—	—
物品販賣業	2	4	2	—	—	—	—	2	4	2	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	13	9	—	2	—	—	3	—	9	12	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	20	23	3	—	—	—	0	1	23	22	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	8	—	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—
その他のサービス業	37	36	2	—	—	6	3	3	36	26	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	11	10	—	1	—	—	0	0	10	11	—	—
合計	2,632	2,605	25	43	—	6	51	67	2,605	2,574	—	—

(注)国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

④ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額			
	29年度		30年度	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	19,720	98,651	913	87,696
10%	—	10,169	—	10,068
20%	109,275	191	110,348	37
35%	—	20,658	—	19,905
50%	18,896	606	20,293	567
75%	—	9,688	—	9,678
100%	10,848	46,167	17,446	33,511
150%	—	11	—	23
200%	—	4,125	—	—
250%	—	5,410	—	8,047
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	354,421		318,539	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー(経過措置による不算入分を除く)、

CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	2,179	2,023	21,043	21,485		

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を採用しております。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引は、取扱いしておりません。

5. 証券化エクspoージャーに関する事項

【オリジネーターの場合】(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項)
該当ありません。【投資家の場合】(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項)
該当ありません。

定量的な開示事項

6. 出資等エクスポートに関する事項

① 貸借対照表計上額および時価、貸借対照表で認識されかつ損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

		時価のあるもの			時価のないもの
		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	貸借対照表 計上額
上場株式等	29年度	578	530	△ 48	
	30年度	624	555	△ 69	
非上場株式等	29年度	2,402	2,330	△ 71	1,290
	30年度	3,883	3,833	△ 49	1,294
合 計	29年度	2,980	2,860	△ 120	1,290
	30年度	4,508	4,389	△ 119	1,294

(注) 1. 時価のあるものの貸借対照表計上額は、期末における市場価格等に基づいております。

2. 非上場株式等には、出資金、裏付資産の一部が出資等エクスポートに該当する投資信託の全額が含まれております。

② 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

③ 出資等エクスポートの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		株式等売却			償却
		売却額	売却益	売却損	
出資等エクスポート	29年度	2,608	56	—	—
	30年度	1,646	34	—	33

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項 (単位:百万円)

運用勘定	29年度	30年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポート		65,008
マンデート方式を適用するエクスポート		—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポート		—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポート		—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポート		—

8. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番		イ	ロ
		ΔEVE	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	17,649	
2	下方パラレルシフト	26	
3	スティープ化		
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値	17,649	
		ホ	ヘ
		当期末	前期末
8	自己資本の額	30,156	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関する内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(平成29年度)は、14,429百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、市場金利が1%上昇した時に発生する金利リスク量(100BPV)であり、当期末のΔEVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

当金庫の概要

当金庫の概要 (平成31年3月31日現在)

名称 長浜信用金庫
所在地 〒526-8686
滋賀県長浜市元浜町3番3号
TEL. 0749-63-3321
創業 1923年(大正12年)10月11日
会員数 12,264人
出資金 7億8千4百万円
預金 3,094億円
貸出金 1,241億円
店舗数 15店舗
役職員数 215人

営業エリア (平成31年3月31日現在)

滋賀県一円

役員一覧 (令和元年6月13日現在)

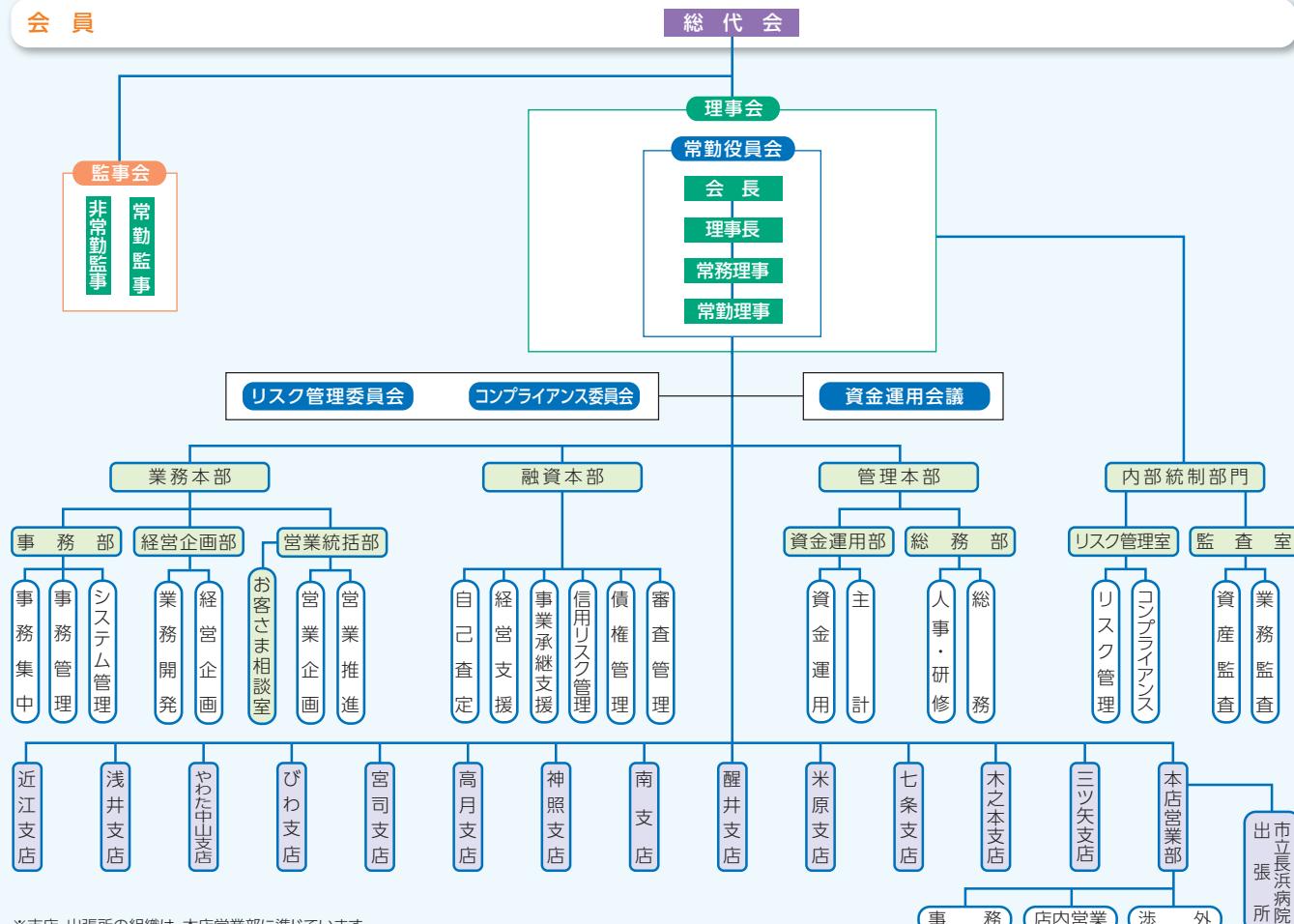
会長	横田	幸造	常勤監事	下村	裕彦
理事長	田邊	功	非常勤監事	竹内	寛(※)
常務理事	浅井	浩二	非常勤監事	中島	宣夫(※)
常務理事	山崎	俊男			
常務理事	北川	直之			
常務理事	池野	弘和			
常勤理事	尾木	雄二			
常勤理事	藤居	正一			
常勤理事	今村	進一			

* 監事 竹内寛、中島宣夫は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

主な事業の内容 (平成31年3月31日現在)

- 預金および定期積金の受入れ
- 資金の貸付けおよび手形の割引
- 為替取引
- 上記1~3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - 債務の保証または手形の引受け
 - 有価証券(⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものおよび短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)または有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもつてするものに限る。)
 - 有価証券の貸付け
 - 国債証券、地方債証券もしくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)ならびに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱いおよびね返り玉の買取り
 - 金銭債権の取得または譲渡およびこれに付随する業務
 - 短期社債等の取得または譲渡
 - 株式会社日本政策金融公庫等の業務の代理
 - 信金中央金庫の業務の代理または媒介
 - 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介
 - 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 振替業
 - 両替
 - デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(⑤に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - 金の取扱い
- 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことができる業務(上記4により行う業務を除く。)
- 法律により信用金庫が営むことのできる業務

組織図 (令和元年6月13日現在)



地域をつなぐ〈ながしん〉のネットワーク

店舗所在地

① 本店営業部 〒526-8686 長浜市元浜町3番3号 TEL(0749)63-3321		⑥ 神照支店 〒526-0015 長浜市神照町696番地の3 TEL(0749)63-3833		⑪ びわ支店 〒526-0103 長浜市曾根町1284番地1 TEL(0749)72-2111	
② 市立長浜病院出張所 〒526-0043 長浜市大亥町313番地 TEL(0749)65-7755		⑦ 宮司支店 〒526-0831 長浜市宮司町913番地1 TEL(0749)64-1200		⑫ 浅井支店 〒526-0244 長浜市内保町732番地1 TEL(0749)74-1131	
③ 三ツ矢支店 〒526-0024 長浜市三ツ矢元町8番26号 TEL(0749)62-6070		⑧ やわた中山支店 〒526-0021 長浜市八幡中山町146番地 TEL(0749)65-1211		⑬ 米原支店 〒521-0016 米原市下多良1丁目100番地 TEL(0749)52-3131	
④ 七条支店 〒526-0817 長浜市七条町447番地の1 TEL(0749)62-7221		⑨ 木之本支店 〒529-0425 長浜市木之本町木之本 1557番地 TEL(0749)82-3424		⑭ 醒井支店 〒521-0035 米原市醒井560番地 TEL(0749)54-1066	
⑤ 南支店 〒526-0033 長浜市平方町892番地の3 TEL(0749)63-9555		⑩ 高月支店 〒529-0241 長浜市高月町高月598番地 TEL(0749)85-4141		⑯ 近江支店 〒521-0062 米原市宇賀野21番地14 TEL(0749)52-8181	

営業店ATMコーナーご利用時間

店舗名	平日	土曜	日曜・祝日
各店舗 ① ③～⑯	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
市立長浜病院出張所 ②	8:30～18:00	—	—

店外ATMコーナー(※共同ATMコーナー)ご利用時間

	設置場所	平日	土曜	日曜・祝日
長浜市	① 長浜市役所	8:00～19:00	—	—
	② フタバヤ長浜店	9:00～20:00	9:00～20:00	9:00～20:00
	③ 長浜楽市	7:00～23:00	8:00～22:00	8:00～22:00
	④ ワポウ電子	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	⑤ アル・プラザ長浜	10:00～21:00	10:00～21:00	10:00～21:00
	⑥ イオン長浜ショッピングセンター	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00
	⑦ 長浜市役所湖北支所	8:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	⑧ きたのキャンス	8:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	⑨ 長浜市役所余呉支所前	8:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	⑩ 米原市役所山東庁舎	8:45～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00

※共同ATMコーナーではカードによるお引き出し、残高照会のみご利用いただけます。

滋賀どこでもATMネット



当金庫は滋賀県内6金融機関相互のATM利用手数料を無料とするサービス「滋賀どこでもATMネット」に参加しています。この「滋賀どこでもATMネット」では、各金融機関のお客さまがお手持ちのキャッシュカードで6金融機関のATMをご利用される場合、平日8:45～18:00のご利用手数料が無料です。

ATM専用定期預金



当金庫ATMでお預け入れいただけるATM専用の定期預金です。
(期間1年 年0.125%)

しんきんATMゼロネットサービス



しんきんの
キャッシュカードなら、
全国のしんきんATM
で入出金手数料が
無料です。

●ゼロネットサービスタイム (全国共通ATMご利用手数料無料時間帯)

平日	8:45～18:00	の入出金
土曜	9:00～14:00	の出金

上記以外の時間帯および日曜・祝休日のATM利用には所定の手数料が必要です。

本サービスをご利用いただけないしんきんATMが一部ございます。



提携外のしんきんATMでは通帳記帳取引はご利用いただけません。詳しくは窓口にお問い合わせください。

〈ながしん〉のキャッシュカードを、
〈ながしん〉のATMでご利用の場合、

いつでもATM入出金手数料 **0円** です。



当金庫のあゆみ (平成31年3月31日現在)

●大正

- 12年 8月 産業組合法により有限責任長浜信用組合として設立認可を受く
10月 長浜市大宮町7番14号 (当時長浜町錦64)にて事業開始
14年 9月 産業組合法による市街地信用組合に改組



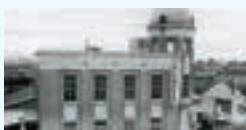
錦町の店舗

●昭和

- 3年 5月 事務所を元浜町2番9号(当時西本町4)に移転
4年 10月 三ツ矢出張所開設 (昭和26年4月支店に昇格、昭和43年11月現在地に新築移転)
18年 8月 市街地信用組合法による信用組合に改組
25年 4月 中小企業等協同組合法による信用組合に改組
26年 10月 信用金庫法による信用金庫に改組、「長浜信用金庫」と改称
27年 8月 木之本支店開設 (昭和53年5月現在地に新築移転)
30年 8月 七条支店開設 (昭和55年10月現在地に新築移転)
31年 12月 本店を元浜町3番3号 (当時東本町9)に移転



本店(西本町)の職員 (昭和15年)



新本店(旧日本勧銀長浜支店)

- 34年 3月 米原支店開設 (昭和61年11月現在地に新築移転)
39年 3月 醒井出張所開設 (昭和47年9月支店に昇格、昭和54年12月現在地に新築移転)
45年 3月 預金量100億円を達成



本店ドームが目立つ当時の旧西本町界隈

- 47年 5月 本店新築のため、仮店舗(旧本店)へ移転
48年 5月 住宅金融公庫業務の取扱い開始
8月 預金量200億円を達成
11月 本店新築(現在地に復帰)



- 12月 日本銀行との当座取引開始
49年 11月 日本銀行歳入代理店業務の取扱い開始
50年 9月 預金量300億円を達成
53年 12月 南支店開設
54年 3月 預金量500億円を達成
11月 支店に最初のCD設置
56年 3月 最初の店外CD(市立長浜病院)開設
9月 神照支店開設
10月 店外ATM(長浜市役所)開設
57年 7月 金壳買業務の取扱い開始
58年 5月 両替商業務の取扱い開始
6月 国債等窓販業務の取扱い開始
12月 日本銀行国債代理店業務の取扱い開始
59年 2月 店外ATM(フタバヤ)開設
4月 高月支店開設
10月 宮司支店開設

●昭和

- 60年 3月 市場金利連動型預金の取扱い開始
店外ATM(湖北総合病院)開設
7月 勘定系事務処理を全面的に「信金・大阪共同事務センター」へ移行
61年 6月 大口定期預金の取扱い開始
12月 預金量1,000億円を達成
63年 4月 店外ATM(長浜楽市)開設
5月 第三次オンラインシステム稼働開始



1,000億円必達総決起大会

●平成

- 2年 2月 アンサーバンキングサービスの取扱い開始
3年 1月 店外ATM(日本電気硝子高月工場)開設
3月 びわ支店開設
12月 預金量1,500億円を達成
4年 3月 やわた中山支店開設
11月 ハンディ端末機導入
5年 4月 浅井支店開設
7年 1月 店外ATM(ワボウ電子)開設
11月 店外ATM(余呉町役場前)開設
8年 5月 市立長浜病院出張所開設
10月 店外ATM(長浜キヤノン)開設
店外ATM(湖北町役場)開設
11月 店外ATM(アル・プラザ長浜)開設
9年 8月 店外ATM(山東町役場)開設
10年 3月 店外ATM(きたのキャンス)開設
10月 近江支店開設



近江支店

- 11年 7月 投資信託の取扱い開始(本店営業部)
12年 6月 預金量2,000億円を達成
10月 店外ATM(ジャスコ長浜店)開設
13年 4月 住宅ローン関連長期火災保険の取扱い開始
6月 店外ATM(長浜赤十字病院)開設
14年 10月 個人年金保険の取扱い開始
15年 2月 個人向け国債の募集開始
12月 法人インターネットバンキングサービスの取扱い開始
16年 10月 投資信託の取扱いを全店に拡充
12月 決済用普通預金の取扱い開始
17年 8月 インターネット24時間ローン仮審査申込受付サービス開始
18年 4月 セブン銀行とATM提携
12月 営業エリアを滋賀一円に拡張
20年 1月 ながしん経営塾開塾
3月 生体認証ICキャッシュカードの取扱い開始
21年 2月 しんきん携帯電子マネーチャージサービスの取扱い開始
ネット口座振替受付サービスの取扱い開始
24年 6月 預金量2,500億円を達成
25年 2月 電子債権記録サービスの取扱い開始
10月 創立90周年
26年 2月 ホームページリニューアル
スマートフォン専用ホームページ開設
12月 長浜市役所新庁舎店外ATMオープン
27年 2月 ATM入出金手数料無料化実施
28年 3月 「滋賀どこでもATMネット」の取扱い開始
5月 個人型確定拠出年金(iDeCo)の取扱い開始
8月 自動車事故費用共済の取扱い開始
29年 7月 金銭信託商品の取扱い開始
30年 6月 後見支援預金の取扱い開始
8月 預金量3,000億円を達成

開示項目一覧 (平成31年3月31日現在)

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条(ディスクロージャー開示項目)および「金融再生法に基づく開示義務」に基づいて作成しています。

信用金庫法施行規則に定めるディスクロージャー開示項目(省令)

1. 金庫の概況および組織に関する事項	50
①事業の組織	50
②理事および監事の氏名および役職名	50
③事務所の名称および所在地	51
2. 金庫の主要な事業の内容	50
3. 金庫の主要な事業に関する事項	50
(1)直近の事業年度における事業の概況	5~6
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
①経常収益	35
②経常利益または経常損失	35
③当期純利益または当期純損失	35
④出資総額および出資総口数	35
⑤純資産額	35
⑥総資産額	35
⑦預金積金残高	35
⑧貸出金残高	35
⑨有価証券残高	35
⑩単体自己資本比率	35
⑪出資に対する配当金	35
⑫職員数	35
(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益および業務粗利益率	35
イ. 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	35
ウ. 資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利ざや	35
エ. 受取利息および支払利息の増減	35
オ. 総資産経常利益率	35
カ. 総資産当期純利益率	35
②預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	36
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高	36
③貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	36
イ. 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	36
ウ. 担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額	36
エ. 使途別の貸出金残高	36
オ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	37
カ. 預貸率の期末値および期中平均値	36
④有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	38
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	38
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	38
エ. 預託率の期末値および期中平均値	39
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
①リスク管理の体制	13~14
②法令遵守の体制	17
③中小企業の経営の改善	
および地域の活性化のための取組みの状況	3~4、7~10
④金融ADR制度への対応	15
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1)貸借対照表、損益計算書	
および剰余金処分計算書または損失金処理計算書	29~34
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	37
②延滞債権に該当する貸出金	37
③3か月以上延滞債権に該当する貸出金	37
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	37
6. 金庫の自己資本の充実に関する事項	
①自己資本の構成に関する開示事項	41
ア. 自己資本調達手段の概要	42
イ. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	42
ウ. 信用リスクに関する事項	
ア. リスク管理方針および手続きの概要	42
イ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	42
エ. エクスポートジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	43
オ. 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続きの概要	43
カ. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針および手続きの概要	43
キ. 証券化取引に関する会計方針	43
ク. 証券化エクスポートジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	43
エ. オペレーションナル・リスクに関する事項	
ア. リスク管理方針および手続きの概要	43
イ. オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	44
オ. 出資その他これに類するエクスポートジャーナーまたは株式等	
エ. エクスポートジャーナーに関するリスク管理方針および手続きの概要	44
カ. 金利リスクに関する事項	
ア. リスク管理方針および手続きの概要	44
イ. 金利リスクの算定手法の概要	45
キ. 定量的な開示事項	
ア. 自己資本の充実度に関する事項	46
イ. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーナーおよび証券化エクスポートジャーナーを除く)	47~48
オ. 信用リスク削減手法に関する事項	48
カ. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	48
キ. 証券化取引に関する事項	48
ク. 出資等エクスポートジャーナーに関する事項	49
エ. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーナーに関する事項	49
オ. 金利リスクに関する事項	49
カ. 次に掲げるものに関する事項	
ア. 取得価額または契約価額、時価および評価損益	
イ. 有価証券	38~39
エ. 金銭の信託	39
オ. 第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)	39
カ. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	37
キ. 貸出金償却の額	37
エ. 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	34
6. 役職員の報酬体系に関する事項	
ア. 対象役員の報酬等	40
イ. 対象職員等の報酬等	40
7. 金融再生法に基づく債権の開示	
金融再生法開示債権	38
8. その他の開示項目	
総代会制度	19~20
退職給付に関する事項	33
代表者が直近の事業年度における財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	34